

令和8年第4回 琴浦町教育委員会定例会 日程【成議書】

と き：令和8年3月27日（金）10:00～12:00

ところ：まなびタウンとうはく 小会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名（鍛川委員、吉川委員）

3 教育長あいさつ

4 各課報告

（1）教育総務課

- ・区域外就学の承認について
- ・私立中学校等就学予定について
- ・令和8年度学校給食費年間納入計画について
- ・令和8年度転入教職員着任式・宣誓式
- ・主な学校関係行事

（2）社会教育課

- ・日本海新聞ふるさと大賞表彰式について
- ・以西地域交流センター開所式の開催について
- ・部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（確定版）について

（3）人権・同和教育課

- ・令和7年度琴浦町人権施策基本方針に基づく点検・評価結果について

5 議事

議案第16号 琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について【承認】

議案第17号 琴浦町教育委員会後援名義取扱要綱の制定について【承認】

議案第18号 琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について【承認】

議案第19号 琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について
【承認】

議案第20号 琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の
一部改正について【承認】

議案第21号 琴浦町就学援助費支給基準額について【承認】

議案第22号 琴浦町情報セキュリティ基本方針の共同策定について【承認】

議案第23号 町立小中学校学校運営協議会委員の任命について【同意】

議案第24号 各地区公民館運営協議会委員の委嘱について【同意】

議案第 25 号 琴浦町職員の人事異動について【承認】

議案第 26 号 琴浦町会計年度任用職員の任用について【承認】

6 協議事項

- (1) 琴浦町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- (2) 琴浦町再犯防止推進計画の策定について

7 その他

- (1) 令和 7 年度中学校卒業生進路状況について
- (2) 生徒指導報告について
- (3) 小中学校教職員の人事異動について

8 閉 会

【次回の予定】定例会：令和 8 年 4 月 2 3 日（木）1 3 時 3 0 分～

**竹島領有権問題や北朝鮮による拉致問題についての認識や啓発を推進する考えは
授業で啓発動画を活用する考えは**（大平 高志議員）

教育長は、「教育基本法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、『政治的中立』を確保することが求められていますので、認識は、国の定める学習指導要領、そこに基づく教科書に記載されている内容と同様となります。

竹島については、「日本固有の領土である竹島を、韓国は不法に占拠しており、日本は抗議を続けています」ので、指導にあたっては、韓国に不法占拠されている事実について、発達の段階に応じて指導しています。学習事項のどの事項を深掘りしたり、広げていったりするかは教員の裁量ですが、資料集や政府の公式Webや島根県の発行している学習資料など、正確な資料を活用し、より多角的な視点で子どもたちが自ら考える授業を試みてもいいのではないかと思います。

拉致問題については、「被害者への人権侵害であるとともに、日本の主権の問題でもあり、解決されなければならず、日本政府は国際社会とも強調しながら、この問題の解決に向けた取り組みを続けています」ので、現状を伝えるとともに人権教育の視点も交えながら指導しています。

啓発については、教員の深い理解と指導力向上のため、国や県主催の「拉致問題研修」や「領土問題セミナー」等の情報を各学校へ随時周知しており、参加する教員もいます。さらに動画活用案内の情報や啓発ポスターの掲示依頼も速やかに行っています。町内の学校では、政府拉致問題対策本部作成のアニメーション「めぐみ」を活用している学校もあります。

※下線部について、校長会で教員が試みてもよいことだということを伝えます。

※他県のことでなく、過去にはアシカ猟のため赤碕から竹島に行っていたというつながりもある。

台湾は主権を持つ国か定義の認識は。その上で生徒の相互交流事業の意義と成果は（大平 高志議員）

学習指導要領には「台湾の政治的地位」について言及した箇所はありません。

台湾の地位に関することは外交に関わる事項であり、地方自治体の教育長として見解を示す立場にはありません。

本町が一昨年度から実施している両中学校と台中市の中学校による学校間交流については、若くて柔軟な時期に、異なる文化、異なる思考、異なる価値観に出会うことはとても意義があることだと思っています。共に学習活動を行い、ホストファミリーとの交流を通して、お互いの文化をより深く知るとともに、改めて自分の国や住んでいる琴浦町について再認識する素晴らしい機会、そして言葉の壁を越えたコミュニケーションをする良い機会になると思っています。

成果は直ぐに出るものばかりではないと思いますが、この先、この交流事業に関わった生徒たちが、伝統と文化を尊重する大人へ、我が国と郷土を愛する大人へ、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する大人へ成長してくれることを楽しみにしています。

【追加質問】

台湾は中国の一部なのか？ どういう認識なのか？

日本と台湾には正式な外交関係はなく、民間ベースの実務関係を維持しています。日本は、1972年の日中共同声明において「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部」という中国の立場を「十分理解、尊重」としましたが、台湾問題をめぐる問題が対話によって平和的に解決されることを求めています。正式な外交関係はなくても、観光、ビジネス、民間交流等は極めて活発で、貿易相手国としても相互に重要だと思っています。

ヤングケアラーの問題など多様な施策を実施していく必要があるが、現状や見通しはどうか

(大平 高志議員)

ヤングケアラーなどの問題は、学習機会だけでなく心身の成長や将来の進路にも影響を及ぼす可能性もあり、早期発見と適切な対応が重要だと考えています。

子どもと多くの時間接点をもつことができる学校は、子どもたちのサイン、小さなSOSをキャッチすることができる場所の1つでもあります。子どもたちとの日々の関わりや日記のやりとり、定期的を実施する教育相談、アンケートなどから、子どもの変化に気づき、適切なアセスメントを行い、早期に役割分担を行いながら組織的に日常から対応しています。

また、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなども積極的に活用しています。その原因や背景が複合化しているケースでは、必要に応じて関係部署（子育て応援課、福祉安心課等）や関係機関（児童相談所等）と連携して取り組んでいます。

また、学校以外の各種相談窓口も、国や県の依頼に応じて速やかに伝えています。

今後も学校訪問での指導や教職員の研修等を通して、より適切な対応につながるよう取り組んでいきたいと思っています。

障がいのある子どもたちのための各種避難所について (小倉 典子議員)

町内の各学校は避難所に指定されていますが、実際の避難所運営については、町(総務課防災部局)と地域で協力して行われます。

大きな災害発生の際、学校においては、発生直後の一次避難と保護者に引き渡すまでの間、責任をもって対応することとなっています。

災害発生時、支援が必要な児童生徒については、担任や担当支援員など、日ごろから支援にあたっている職員が声を掛け、誘導します。

郷土を愛し地域と親しむ子どもたちを育てるための特色ある取組みと課題等について（川上 強志議員）

川上議員におかれましては、日ごろから町内の学校にボランティアとして積極的にご支援いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

特色ある取組は2つあります。

1つ目はコミュニティ・スクールです。今、地域の人々や関係機関と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと変換することが求められています。そこで、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、令和5年度に全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、3年目となりました。コミュニティ・スクールとは、地域の方と学校の管理職等で構成する「学校運営協議会」を設置した学校のことを言います。最終的にこうしなければいけないという形はなく、「目指す子ども像」を熟議して定め、その「子ども像」に向けて学校と地域がどんなことができるのか熟議し、協働しながら教育活動に取り組むものです。

ほんの一例ですが、聖郷小では、昨年度から学期に1、2回程度「聖郷カフェ」という取組を行っています。祖父母や地域のサークル、団体などの方々を学校にお招きし、子どもたちがおもてなしをしたり、地域の方から昔遊びを習ったり、一緒に遊んだりして過ごすもので、毎回多くの方に参加いただいています。この「聖郷カフェ」等をきっかけとして、今では毎日のように地域の方が複数名ボランティアとして学校を訪れ、問題のマル付けや学習のサポートなどにご協力いただいています。それにより、教員がつまづいている子どもの指導に時間をしっかり使えたり、複数の目があることで、安全面でも非常にありがたい存在となっています。また子どもたちは、地域の方に褒めていただく機会が増えたことで自信がもて、自分を出せる子どもが増えてきていると聞いています。一方、ボランティアの方からは、子どもから元気をもらっている、地域の交流の輪が広がり喜ばしいと聞いています。

浦安小では、本日の地元紙1ページを使った「浦安小学校新聞」のとおり、子どもたちが小グループに分かれ、各グループごとに地域の方を交えて意見交換する「琴浦こども議会」の紹介がありましたが、絵画、書道、合唱、演奏等の地域の名人に日常的にゲストティーチャーとして来ていただいています。赤碕中では「出かける赤中」という取組を実施しています。休日等の地域のイベントや行事に多くの中学生がボランティアとして参加し、その輪が広がり、地域の方から喜びの声が届いています。

ここで数字的なものもご紹介したいと思います。全国学力・学習状況調査の質問紙の結果を見ると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか？」という質問に対する肯定的な回答は、国や県と比較しても高い傾向（小学校：80%程度、中学校：70%程度）にあります。また「自分には、よいところがあると思いますか？」という質問に対する肯定的な回答、自己肯定感の高さの表れの部分ですが、令和7年度は国や県と比較しても非常に高く、小学校で94.2%、中学校で87.8%という結果となっています。

コミュニティ・スクールでの学びが、子どもたち自身の生き方や地域貢献に繋がっていくとともに、地域総がかりで子どもの成長を支援、応援していくことで、地域に「絆」が生まれ、地域活性化の基盤となることも期待します。

2つ目は、ふるさと学習「琴浦Myスター☆」です。琴浦町に誇りと愛着をもち、将来の琴浦町を担う人材の育成を目指して、地域の皆さんとともに進める独自のふるさと学習を「琴浦Myスター☆」と称して、各校で独自の取組が展開されています。先ほど紹介した「コミュニティ・スクール」の仕組みにより「琴浦Myスター☆」も発展してきています。

八橋小では「あごカツバーガー」を通した地域学習や八橋の自慢を伝える調べ学習「八橋探検隊」の支援等に、赤碕小では町探検、海をテーマにした環境調査の支援等に、多くの地域の方にご協力いただいています。船上小では新聞や新聞アプリを活用したN I E教育をしており、子どもたちの新聞投稿も活動の1つです。東伯中では、生徒のみならず、大学生、地域の大人など200人以上で「琴浦町」などをテーマにし、世代を超えた意見交換会を実施しています。

課題と今後の対応等ですが、紹介した2つの取組について広く町民の方に知ってもらうことが挙げられます。持続可能な取組としていくためにも、取組を充実させていくためにも、少しずつ子どもたちの活動や取組を通して、広報等を通して、多くの町民の方に認識していただき、協力や連携、さらには協働の輪が広がるよう努めていきたいと思っています。

【追加質問】

学校で協力しているボランティアの保険はどうなっているのか？

各学校で協力いただいているボランティアさんの一覧を教育総務課でとりまとめ、スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）に加入しています。令和7年度の登録者数は157人と多くの方にご協力いただいています。保険料は町が支払います。

内容ですが、活動中の事故等によるボランティア本人の負傷等が保証されます。学校管理下の子どもの負傷や物損などについては、学校が対応します。

令和 8 年 3 月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 区域外就学の承認について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の規定により、次のとおり承認しました。

承認校	学年	指定校	現住所	承認期間	要 件
東伯中	1 年	福岡市 博多中	福岡市博多区 下呉服町	令和 8 年 3 月末まで	学年中途の転居
浦安小	6 年	福岡市 博多小	福岡市博多区 下呉服町	令和 8 年 3 月末まで	学年中途の転居
浦安小	3 年	福岡市 博多小	福岡市博多区 下呉服町	令和 8 年 3 月末まで	学年中途の転居

2. 私立中学校等就学予定について

就学先	学年	指定校	現住所	就学年月日
米子北斗中学校	新 1 年	東伯中	琴浦町八橋	令和 8 年 4 月 1 日
鳥取大学付属中学校	新 1 年	東伯中	琴浦町八橋	令和 8 年 4 月 1 日
湯梨浜学園中学校	新 1 年	東伯中	琴浦町上伊勢	令和 8 年 4 月 1 日
湯梨浜学園中学校	新 1 年	東伯中	琴浦町八橋	令和 8 年 4 月 1 日

3. 令和 8 年度学校給食費年間納入計画について（別紙のとおり）

4. 令和 8 年度転入教職員着任式・宣誓式

日時 令和 8 年 4 月 2 日（木）13：00～

場所 まなびタウンとうはく「多目的ホール」

5. 主な学校関係行事

4/2 転入教職員着任式・宣誓式

4/9 小中学校始業式

4/10 小中学校入学式

4/15～17 東伯中学校修学旅行

令和8年度 学校給食費年間納入計画

物価高騰が続くため、令和8年度給食費単価について見直しを行った。

なお、保護者負担額については、小学生は令和8年度より無償とし、中学生は据置きとした。

区分		小学校	中学校
年間給食実施予定数		185回	
単 価	1食あたりの額	390円	443円
	公 費 負 担 額	390円	117円
	保護者負担額	無 償	326円

年間納入計画

保護者等の希望により月払い、または年払いにより徴収する。

原則、毎月月末に口座振替とし、年間喫食数による精算額を3月に徴収する。

区分		小学校		中学校	
		児童	教員等	生徒	教員等
単 価		—	390 円	326 円	443 円
年間負担見込額		—	72,150 円	60,310 円	81,955 円
月別納入額	月払（5～2月）	—	6,600 円	5,500 円	7,500 円
	年払（5月）	—	66,000 円	55,000 円	75,000 円
	3 月	精算額			

※アレルギー等により給食の一部を受けない場合の保護者負担額(1食あたり)は、以下のとおり。

	米飯なし (小/-48円・中/-54円)	パンなし (-10 円)	牛乳なし (-55 円)	パン・牛乳なし (-65 円)	米飯・パン・牛乳なし (小/-113円・中/-119円)
小学校	—	—	—	—	—
中学校	272 円	316 円	271 円	261 円	207 円

1. 日本海新聞ふるさと大賞表彰式について

スポーツ振興と地域発展に寄与した個人・団体を顕彰し、その活動を広く県民に伝え、活動の波及、継続、意識の高揚を図ることを目的に実施され、1個人、2団体を表彰しました。（詳細は別紙）

主 催：日本海新聞ふるさと創り事業団

日 時 2月21日（土）11：00～11:30

場 所 まなびタウンとうはく5階第1展示ホール

受賞者 ○スポーツ文化功労賞 藤井光瑠（倉吉西高校2年）

○地域貢献賞 語琵琶（かたりびと）

○地域貢献賞 朗読サークルなごみ

2. 以西地域交流センター開所式の開催について

旧以西小学校の改修工事が完了しましたので、下記の日程で開所式を開催します。詳細は別紙のとおりです。

※別途ご案内を送付しています。

開所式日時：令和8年4月3日（木）10:00～10:30

会 場：琴浦町以西地域交流センター

（旧以西小学校・琴浦町大字宮木239-1）

そ の 他：式終了後、施設内の見学会を開催します。

4月4日（土）11時から15時まで見学会を開催します。

（申込み不要、自由に見ていただけます）

3. 部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（確定版）について

鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（令和8年度から令和10年度）（確定版）が策定されました。（別添）

日本海新聞ふるさと大賞 2025 の受賞について

日本海新聞ふるさと大賞 2025 の表彰式を、2月21日にまなびタウンとうはくで行いました。

この表彰は、鳥取県内の各市町村と（一般社団法人）日本海新聞ふるさと創り事業団が共催で行い、スポーツ、文化振興、地域の発展に寄与した個人や団体を顕彰するものです。今年度は、下記の2団体と、1名の個人が受賞されました。



（１）地域貢献賞

語琵琶音（かたりびと）

町内在住の石賀ます子さんや小泉和子さんらによる、語りと演奏のユニット。小泉八雲が宿泊した旧中井旅館などで八雲の怪談を披露して、町民や観光客に感動を与えている。本年度は町内外で琵琶演奏と朗読劇を7回上演。小泉八雲記念館の小泉凡館長とも親交を結び、凡先生のゼミ学生と交流して地域活性化にも貢献している。

朗読サークルなごみ

町内の保育士OGらを中心として1998年に結成。27年という長きにわたり活動が続けている。高齢者福祉施設のほか公民館、こども園などで人形劇や手遊び、歌、紙芝居、踊りなどを披露して交流を図り、催事を盛り上げている。本年度は町内各地で13回の訪問活動を展開し、明るい地域づくりに貢献している。

（２）スポーツ文化功労賞

藤井 光瑠 さん（倉吉西高校2年）

滋賀県彦根市のプロシードアリーナ HIKONE で開催された、第79回国民スポーツ大会の弓道少年女子遠的の県選抜メンバーとして3位入賞を果たした。倉吉西高弓道部員としても、本年度の全国高校総体（インターハイ）や、第44回全国高校選抜大会の女子団体で決勝トーナメントに進出するなど大いに活躍した。

以西地域交流センター開所式及び見学会の開催について

社会教育課

1 概要

旧以西小学校の改修工事完了に伴い、開所式及び見学会を開催する。
当日は、愛称の発表と看板設置し、建物内の自由見学を行う。
翌日、住民対象とした見学会を実施する。

2 開所式・見学会の実施

開所式 日時：令和8年4月3日（金）

開所式 10：00～10：30

- ①町長あいさつ
- ②教育長あいさつ
- ③改修概要説明
- ④協議会長あいさつ
- ⑤愛称発表
- ⑤看板の設置

自由見学 10：30～

来賓：町長、教育長、議会議員、教育委員、
馬野建設株式会社代表取締役社長

協議会：事務局、会長、副会長、役員、部長（副部長）

見学会 日時：令和8年4月4日（土）11：00～15：00

内容：来館者に施設内を自由に見学してもらう。

あわせて「ふれあい食堂」を開催 11：00～13：00

※見学については、上記日程以外にも随時対応

3 周知

ホームページ・以西地区振興協議会だより・行政放送 など

4 スケジュール

引っ越し作業・準備 ～4月2日

開所式 4月3日

見学会 4月4日

県推進計画改訂の概要

令和 7 年 12 月に文部科学省が策定した、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を受けて、令和 5 年 8 月に策定した「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を改訂し、令和 8 年度以降の本県における公立中学校等の部活動改革が各市町村において推進できるよう方向性や取組方策等を示した。

1 国ガイドライン概要

- (1) 部活動改革の目的を的確に表現するために「地域移行」を「地域展開」に変更する。
- (2) 令和 8 年度から 13 年度を「改革実行期間」とし、令和 8 年度から令和 10 年度を前期、令和 11 年度から令和 13 年度を後期として「地域展開」への取組を推進する。
- (3) 休日については、改革実行期間内に全ての部活動の地域展開の実現を目指す。
 - ア 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
 - イ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を促進。
- (4) 平日については、次期改革期間中に課題等を整理し方向性を検討するとともに、地域の実情に応じて取組を推進する。
- (5) 休日と平日の指導者が異なることにより、生徒が困惑することがないように、地域クラブと学校が連携を図る。
- (6) 安定的・継続的に必要な改革を進められるようにするため、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村等の支え合いによる公的支援や国によるきめ細やかな伴走支援等が必要。また、地域クラブの運営等に係る経費等については、会費等を原則とし、負担の水準について、国において金額の目安を示す。
- (7) 地域クラブと民間クラブの違いを明確に区別することや質の担保の観点から、国が示した定義・要件や認定方法を基に市町村が認定する仕組みを構築する。
- (8) 部活動指導員の配置については、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

2 県推進計画の改訂のポイント

- (1) 国の「改革実行期間」（前期：令和 8 年度～10 年度）の計画を示すこととした。
- (2) 「地域移行」を「地域展開」に言い換え。
- (3) 生徒の豊かで幅広い活動機会を確保するための計画とし、大会参加を想定した計画ではないとした。
- (4) 部活動改革の目的を、単に現在学校部活動で行っている種目や活動を地域での活動に転換することではなく、可能な限り部活動で行っていない種目や活動機会を確保することを明記。
- (5) 平日の活動は、原則、部活動として活動機会を確保することを継続しつつ、地域や学校の実情に応じて休日と包括的に調整することを検討することを明記。
- (6) 生徒の地域クラブへの参加については、任意とすることを明記。
- (7) 市町村が認定する際の地域クラブの要件を国のガイドラインに準じて明記。
- (8) 完全に地域展開した場合の地域クラブの活動時間と休養日の設定について明記。
- (9) 地域クラブに認定を受けた市町村へ活動報告を義務づけ、市町村に対して認定したクラブに対して是正の指導を行うことを明記。
- (10) 改革実行期間（前期）が終了する時点での県全体としての目標を示した。
- (11) 部活動改革の取組を通じて、部活動の精選を行い、部活動の設置や廃止の規程の整備の検討について明記。
- (12) 市町村や公立中学校等が、部活動改革の取組状況等や部活動改革の方向性や取組について地域や保護者等へ情報提供を適宜行うことを明記。また、当事者の中学生だけでなく、小学生、その保護者の意見や希望を確認し、可能な限り反映させることを明記。
- (13) 休養日の設定について、現行の休日を含む 2 日間を基本とするが、指導者や利用施設の状況によっては、国のガイドラインと同様とすることを可能とすることを明記。

鳥取県公立中学校等における部活動の
地域展開・地域連携に向けた推進計画
(令和8年度～令和10年度)
(確定版)

鳥取県教育委員会
令和8年3月

はじめに

公立中学校及び公立義務教育学校後期課程（以下「公立中学校等」という。）の部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が生じており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が急増していることにより、生徒たちが行いたい種目や活動の機会を確保することが困難な状況となっています。

また、活動経験や指導経験のない教員が顧問として指導することや、休日の部活動の指導や大会等への引率、運営への参画など、公立中学校及び公立義務教育学校後期課程教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されるなど、多くの課題や問題が生じています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、令和5年度から令和7年度までの国の部活動改革に係る「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「県推進計画」という。）を令和5年8月に策定しました。

現在は、国ガイドライン及び県推進計画を参考に、各市町村が、それぞれのスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境等の状況に応じて公立中学校等の休日における部活動の地域展開・地域連携への取り組みが行われていますが、活動先となる団体や人材の不足、安定した財源や移動手段等の確保等、解決すべき課題や問題が多くあり、取組を推進していくための対応策の検討に苦慮している状況となっています。

こうした状況を踏まえ、県推進計画に基づく各市町村の取組の支援方策として「各圏域における意見交換会の開催」、「地域移行に係る推進体制整備事業」及び「地域クラブ活動支援等の支援事業」を行ってきたところです。その結果、市町村が認定した「地域展開型の地域クラブ」（以下「地域クラブ」という。）が11クラブ設立（令和8年3月時点）され、少しずつ地域展開による活動が県内においても実施されてきています。

しかしながら、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承した形でスポーツ・文化芸術活動を担っていける運営主体となる団体が大変少ない状況があり、多くの市町村が当面の間「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」といった形態での部活動として生徒の活動機会を確保する方向性を示しており、部活動指導員や外部指導者の配置が拡大している状況となっています。

そのような中、令和7年5月に国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」という。）による「最終とりまとめ」において令和8年度以降の部活動改革の方向性などが国へ提言され、この提言を受けて文部科学省が令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン（令和7年12月版）」という。）を策定しました。

<国ガイドライン（令和7年12月版）概要>

- (1) 部活動改革の目的を的確に表現するために「地域移行」を「地域展開」に変更する。
- (2) 令和8年度から13年度を「改革実行期間」とし、令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期として「地域展開」への取組を推進する。
- (3) 休日については、改革実行期間内に全ての部活動の地域展開の実現を目指す。
 - ア 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
 - イ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を促進。
- (4) 平日については、次期改革期間中に課題等を整理し方向性を検討するとともに、地域の実情に応じて取組を推進する。
- (5) 休日と平日の指導者が異なることにより、生徒が困惑することがないように、地域クラブと学校が連携を図る。
- (6) 安定的・継続的に必要な改革を進められるようにするため、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村等の支え合いによる公的支援や国によるきめ細やかな伴走支援等が必要。また、地域クラブの運営等に係る経費等については、会費等を原則とし、負担の水準について、国において金額の目安を示す。
- (7) 地域クラブと民間クラブの違いを明確に区別することや質の担保の観点から、国が示した定義・要件や認定方法等を基に市町村が認定する仕組みを構築する。
- (8) 部活動指導員の配置については、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

県としては、令和8年度当初から県内の各市町村が部活動の地域展開・地域連携の取組を推進していけるよう、令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間（前期）」における県内の公立中学校等の部活動の地域展開・地域連携の方向性として令和5年8月に策定した県推進計画を改訂することとしました。

市町村においては、国ガイドライン（令和7年12月版）及び改訂した県推進計画を参考に地域や学校の実情に応じて令和8年度以降の市町村における推進計画を策定又は改訂していただき、これまでの部活動の枠組みや考えにとらわれることなく新たな発想で生徒が継続的に豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するとともに、結果的に教員の部活動に係る負担軽減にもつながる取組が推進されることを期待しています。

なお、令和11年度から令和13年度までの「改革実行期間（後期）」における計画については、国の動きや県内の各市町村の取組状況等を確認しながら令和10年度に改めて計画を示すこととします。

令和8年3月

鳥取県教育委員会

※「地域展開」とは、これまで中学校の部活動を中心に中学生がスポーツ・文化芸術活動を行っていた機会を、学校と切り離された地域の運営主体が担い、その活動に係る経費等については原則として受益者の負担として活動を実施していくもの。ただし、活動は、現状の部活動として行っている種目や活動に限らない。

※「地域連携」とは、学校の部活動として実施をしていくが、指導者は専門的な指導ができる教員や部活動指導員、外部指導者などの人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくもの。

※「地域クラブ」とは、これまで学校部活動として担ってきた教育的意義を継承・発展させ、スポーツ・文化芸術活動の活動機会を担う運営主体若しくは実施主体であり市町村が認定したクラブや団体をいう。ただし、現在、学校の部活動として行っていない種目や活動を実施するクラブや団体も対象となる。

※「民間クラブ」とは、市町村が認定した「地域クラブ」以外の地域で活動しているクラブや団体をいう。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (1) 本県の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に転換することではなく、これまで公立中学校等を中心に維持又は確保してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、県及び市町村が中心となり学校や地域と連携して学校又は地域に構築していくことにより、生徒が豊かで幅広い活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。なお、本推進計画は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会や環境を確保するための計画であり、大会参加を想定したものではないため、大会参加にあたっては、各大会主催者の参加要件に応じて対応する。
- (2) 本県における部活動改革は、「地域展開型」を基本とするが、直ちに地域での活動への転換が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった部活動の形態により生徒の活動の機会を確保しながら、「地域展開型」への取組を推進する。
- (3) 休日に活動している部活動についてのみ地域展開の取組を推進するのではなく、地域の実情に応じて可能な限り学校の部活動として実施されていない種目についても活動の機会や環境の確保に努める。なお、これらの取組は、地域において生徒の活動機会が確保できる活動から行うものとする。
- (4) 休日の部活動が地域展開された場合、地域展開された部活動の休日の活動は実施しない。また、平日と休日の指導者が異なる等により生徒が困惑することがないように、学校と地域クラブは連絡調整や情報共有を行うなど連携を図る。
- (5) 平日の活動については、教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動機会を確保することを基本とするが、地域や学校の実情に応じて休日と合わせて包括的に取り組むことも検討していく。
- (6) 学校の部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、地域クラブへの参加についても任意とする。

※地域展開型とは

地域展開した部活動は、学校の部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものである。その運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金やクラブの運営費等については、原則として運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは

指導できる教員や部活動指導員、外部指導者がいる学校を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない学校の生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するもの。休日に指導にあたる部活動顧問は、教員特殊業務手当で対応し、部活動指導員や外部指導者への謝金や報酬は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

※地域連携型とは

指導者は教員ではなく部活動指導員や外部指導者などの地域の人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくもの。指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

2 地域クラブについて

- (1) 地域クラブは、以下の要件ア～オを満たしていることを基本とし、市町村が認定する。認定期間については、市町村が設定する。

ア 競技性（一つの競技種目に特化、競技力強化）や成果のみに偏重せず、休日の生徒の豊かで幅広い活動機会を確保することを目的として設立し、参加を希望する生徒を選抜等せず広く受け入れている。また、可能な限り平日も活動機会を確保できることが望ま

しいが必須の条件とはしない。

イ 国ガイドライン（令和 7 年 12 月版）及び公立中学校等の部活動方針又は子どものスポーツ活動ガイドライン（平成 26 年 3 月県教育委員会策定）を遵守した活動を行っている。なお、休日と平日の両方を地域展開した場合の地域クラブの活動時間と休養日の設定は以下のとおりとする。

（ア） 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とし、最大週当たり 11 時間程度を目安とする。

（イ） 平日は、午後 4 時から午後 8 時 30 分までのうち 2 時間程度とし、休日は午後 6 時までの日中のうち 3 時間程度を基本とする。

（ウ） 休養日は、平日、休日を区別することなく週当たり 2 日以上設定する。

（エ） 生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校の始業前（早朝練習）は実施しない。

（オ） 長期休業中については、市町村と地域クラブで協議の上、別途調整し設定する。

ウ これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承・発展させた活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。

エ 適切な運営体制が確保されるとともに、生徒の安全確保ができる体制が整っている。

オ 学校等との連携が適切に行われている。

（2） 地域クラブの単位は特に限定しないが、競技力強化のために広域から生徒を募集することは認めない。この場合を除き、複数の市町村や学校の生徒を対象とする場合のクラブの認定等については該当する市町村及び学校で協議し対応する。

（3） 市町村又は公立中学校等は、地域展開の推進にあたり運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）や実施主体（個別の活動を実際に行う団体）の確保に向けて、それぞれの地域で活動している団体等（以下「民間クラブ」という。）との連携について検討する。

（4） 民間クラブが公立中学校等の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。

（5） 申請があった民間クラブについて市町村及び公立中学校等は上記（1）の要件ア～オについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と公立中学校等で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動については、休日の活動を行わないこととする。

（6） 認定を受けた地域クラブは、認定をした市町村に活動報告を行う。活動報告を行う時期や回数については、認定する市町村が設定する。

（7） 市町村は、認定した地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行い、是正が必要な場合は、地域クラブに対して指導を行う。

（8） 市町村は、認定した地域クラブに対して、地域や学校の実情に応じて平日も活動先となることの依頼を検討・協議する。

3 部活動及び教職員について

（1） 休日の活動を直ちに地域展開することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、学校の部活動を継続して生徒の活動の機会を確保する。ただし、その場合、市町村は、「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」などの取り組みを通して休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。

- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、各市町村立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたる。

ア 1 か月の時間外業務時間が 45 時間以内

イ 年間の時間外業務時間が 360 時間以内

- (3) 休日に地域クラブ及び民間クラブ（以下「地域クラブ等」という。）での指導を有償で従事することを希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ等の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。

ア 共通事項

(ア) 有償・無償に関わらず、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブ等の代表者になることは部活動との切り分けが困難であることから不可とする。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象又は複数校種が混在している場合は可とする。

(イ) 有償・無償に関わらず、地域クラブ等の指導者となることについては、運営主体から依頼を受けた場合のみ可とする。

(ウ) 有償・無償に関わらず、学校運営に支障がなく教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにするとともに、健康面に留意して指導にあたる。

イ 有償の場合

県が定めた基準を参考に市町村が従事可能な地域クラブ等かどうかの判断を行い、兼職兼業又は営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。

ウ 無償の場合

兼職兼業又は営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等の管理職への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。

4 今後の部活動の在り方について

- (1) 令和 8 年度から令和 10 年度末までの 3 年間を「改革実行期間（前期）」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域展開・地域連携に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないが、準備が整った市町村、公立中学校等、種目等から本県の部活動改革の最終的な目標である「地域展開」を目指した取組を推進していくこととする。なお、令和 10 年度末までに、各市町に「地域展開型」「地域連携型」「拠点校（合同部活動）型」のいずれかによる取組を三つ以上実施することとする。
- (2) 令和 8 年度は、これまでの「改革推進期間」での取組を元に、休日に活動する全ての部活動について地域展開・地域連携の取組に着手する。
- (3) 平日の部活動の地域展開・地域連携については、地域や学校の実情に応じて平日と休日を一体として取り組むことも検討する。
- (4) 「地域連携型」のうち、部活動指導員を配置している部については部活動指導員による単独指導を基本とする。また、外部指導者を配置している部においても、外部指導者による単独指導とすることを可能な限り検討する。
- (5) 市町村又は公立中学校等は、部活動改革における取組を通じて、部活動の精選等のため、部活動の設置や廃止（休止も含む）に係る規程等の整備を検討する。
- (6) 各市町村における地域展開・地域連携の取組によって明らかとなった課題や問題点等への対応方策について、県、市町村及び公立中学校等並びに競技団体等関係機関が連携して検討していく。

Ⅱ 県及び市町村の役割

1 県の役割

- (1) 県は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境の確保、教員の部活動に係る負担軽減に繋がる取組を市町村が推進していけるよう、部活動改革における広域的な基盤整備を行う。
- (2) 県は、本推進計画を踏まえ、各関係機関と連携して部活動の地域展開・地域連携に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に市町村の地域展開・地域連携に向けた取組の情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (3) 県は、圏域ごとの意見交換会や研修会等の開催を通じて市町村へ助言するとともに、地域展開・地域連携を推進するための財政支援を行う。
- (4) 県は、必要に応じて市町村及び公立中学校等が設置した協議会等へ参加し、指導・助言を行う。
- (5) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- (6) 県は、中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方について、市町村の意見を確認しながら中学校体育連盟と協議していく。
- (7) 県は、「地域連携型」の取組として行われている部活動指導員の配置については、教員の部活動に係る負担軽減に高い効果があることから、引き続き国の事業として財政的支援を継続するよう国へ要望するとともに、市町村からの希望に対して予算の確保に努める。

2 市町村等の役割

- (1) 市町村は、国ガイドライン（令和7年12月版）及び県推進計画を参考に地域や学校の実情に応じて市町村の推進計画を策定又は改訂し、域内の各関係機関等と連携し、部活動改革に係る取組を推進する。
- (2) 市町村は、域内の関係者等による協議会等で、国ガイドライン（令和7年12月版）及び本推進計画を参考に市町村の方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での協議会等の設置も考えられる。
- (3) 公立中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、市町村の方針に基づいて自校における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域や学校の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。
- (4) 市町村及び公立中学校等は、域内における部活動改革の取組状況や方向性について、適宜地域や保護者等へ情報提供を行い広報に努める。また、域内における改革の方向性を決定した場合、その理由や、改革の全体像、段階的に進めるロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明する。加えて、現在の中学生だけでなく、今後、公立中学校へ入学する小学生並びにその保護者へも入学までに説明する。
- (5) 市町村は、域内における地域展開・地域連携に係る推進計画の策定・改訂や取組の実施に当たっては、現在の中学生や今後、公立中学校等へ入学する小学生並びにその保護者の意見や希望を可能な限り把握し反映させることに努める。
- (6) 市町村は、指導者の状況（休日しか指導ができない等）や利用施設の状況（休日しか利用できない等）によっては、活動時間と休養日の設定について、上記「Ⅰ 基本方針」「2 地域クラブについて」「イの（ア）～（オ）」とすることも検討する。

Ⅲ 具体的な取組方策

1 地域における地域クラブ等の整備充実

- (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がある場合は、それら既存の団体等と連携を図りながら地域展開の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (2) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは民間企業等との連携・協力等、それぞれの地域や学校の状況に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (3) 市町村は、単独の市町村で地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る団体の整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携し、地域や学校の状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。

2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 市町村は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブ等の指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」（令和3年2月）、取扱いの手引き（令和5年1月）、「鳥取県立学校職員服務規程の一部改正について（通知）」（令和5年12月21日付第202300225511号）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う指導者人材バンクの充実を図る。
- (3) 休日に地域クラブ等での指導を希望する教員は、地域クラブ等の指導者若しくは指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。
- (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員及び部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員、県内外の大学等の学生も対象とする。
- (5) 県及び市町村は、地域クラブ等の指導者の質の確保及び資質能力の向上に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。
- (6) 市町村は、将来的な地域展開を見据えて部活動指導員や外部指導者に対して地域クラブの指導者となることについて協力を検討する。

3 地域における施設の確保

- (1) 市町村は、地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とすることを検討する。
- (2) 市町村は、地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とすることを検討する。
- (3) 市町村は、部活動の地域展開の推進により学校施設の利用が増加することで公立中学校等の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方（例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等）について検討する。
- (4) 市町村は、部活動の地域展開を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や利用できても使用料が高額の場合

は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 公立中学校等又は地域クラブ等のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体や大会主催者が定める規程に則って行う。
- (2) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。

5 活動における費用負担の在り方

- (1) 地域クラブ等の活動に必要な経費については、原則、受益者負担とするが、地域展開への取組を推進するため、公的支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村で検討・研究する。
- (2) 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認するとともに、県及び市町村において検討・研究する。

6 活動における保険の在り方

- (1) 地域クラブ等の活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復時を含めたケガや事故等の発生への対応のため、別途保険加入を推奨とする。
- (2) 保険加入に係る費用については、原則、加入者の負担とする。

7 地域クラブへの支援

- (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源として運営とするが、地域クラブが公立中学校等の部活動の地域展開を目的とした団体であり市町村が認定する団体であることから、財政支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村において検討・研究する。
- (2) 支援の対象となるのは、「Ⅰ 基本方針 2 地域クラブについて（１）」の内容を満たすものとして市町村が認定した地域クラブとする。
- (3) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブに対して学校部活動で使用している用具（支柱、ネット、ボール等の備品）の無償での使用許可を検討する。ただし、消耗品（ラインパウダー、救急セット等）については、地域クラブが準備する。
- (4) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブの活動で使用する用具等の学校施設・教育施設内での保管スペースの確保について検討する。

8 移動に係る支援

- (1) 地域クラブ等の活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。
- (2) 市町村が部活動改革の取組として実施する「拠点校（合同部活動）型」での活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。

9 高校入試への対応

- (1) 当分の間、部活動と地域クラブ等で活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、公立中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域クラブ等での活動状況の把握に努める。

- (2) 公立中学校等が地域クラブ等での生徒の活動状況について全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各公立中学校等の状況に応じて把握を行う。活動内容については大会等への参加や成績を証明するもの（参加した大会等のプログラム、賞状等の写し等）で確認することとし、公立中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブ等での活動記録の申告について周知する。
- (3) 公立中学校等は、高校入試における部活動を行わず地域クラブ等での活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。
- (4) 地域クラブ等は、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて公立中学校等へ提供をする。

10 その他

- (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域展開への推進を踏まえ、部活動へ一律に全員加入としないことを検討する。
- (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。なお、活動において拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とするが、専門的な指導が可能な教職員が指導者として指導にあたることは妨げない。ただし、中学校体育連盟主催大会への参加は、県中学校体育連盟が定める参加資格等の規程に準じて参加する。
- (3) 複数の市町村にまたがって「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、当該市町村又は当該校長会が連携して取り組む。

鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域展開に向けた推進計画新旧対照表

改訂後	改訂前
I 基本方針 1 基本的な考え方 (1) 本県の部活動改革は、<u>単純に休日に活動する部活動を地域での活動に転換することではなく、これまで公立中学校等を中心に維持又は確保してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、県及び市町村が中心となり学校や地域と連携して学校又は地域に構築していくことにより、生徒が豊かで幅広い活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。</u>なお、本推進計画は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会や環境を確保するための計画であり、大会参加を想定したものではないため、大会参加にあたっては、各大会主催者の参加要件に応じて対応する。【改訂前(3)】 (2) 本県における部活動改革は、「<u>地域展開型</u>」を基本とするが、直ちに地域での活動への転換が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「<u>拠点校（合同部活動）型</u>」、「<u>地域連携型</u>」といった部活動の形態により生徒の活動の機会を確保しながら、「地域展開型」への取組を推進する。【改訂前(4)】 (3) <u>休日に活動している部活動についてのみ地域展開の取組を推進するのではなく、地域の実情に応じて可能な限り学校の部活動として実施されていない種目についても活動の機会や環境の確保に努める。</u>なお、これらの取組は、<u>地域において生徒の活動機会が確保できる活動から行うものとする。</u>【改訂前(1)】 (4) 休日の部活動が<u>地域展開された場合、地域展開された部活動の休日の活動は実施しない。また、平日と休日の指導者が異なる等により生徒が困惑することがないよう、学校と地域クラブは連絡調整や情報共有を行うなど連携を図る。</u>【今回新規】	I 基本方針 1 基本的な考え方 (1) <u>休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。ただし、地域移行については、地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。なお、地域の状況に応じて、地域連携・地域移行の時期を調整することも可能とする。</u> <u>(例えば、市町村において、管内全ての中学校等の時期を合わせる 等)</u> (2) 平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保する。 (3) 本県における<u>公立中学校等の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に移行することではなく、これまで中学校等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。</u> (4) 本県における部活動改革は、「<u>地域移行型</u>」を基本とするが、直ちに地域での活動への移行が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「<u>拠点校（合同部活動）型</u>」、「<u>地域連携型</u>」といった新しい部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「<u>地域移行型</u>」への取組を推進する。

(5) 平日の活動については、教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動機会を確保することを基本とするが、地域や学校の実情に応じて休日と合わせて包括的に取り組むことも検討していく。【改訂前(2)】

(6) 学校の部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、地域クラブへの参加についても任意とする。【今回新規】

※地域展開型とは

地域展開した部活動は、学校の部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものである。その運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金やクラブの運営費等については、原則として運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは

指導できる教員や部活動指導員、外部指導者がいる学校を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない学校の生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するもの。休日に指導にあたる部活動顧問は、教員特殊業務手当で対応し、部活動指導員や外部指導者への謝金や報酬は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

※地域連携型とは

指導者は教員ではなく部活動指導員や外部指導者などの地域の人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくもの。指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

※地域移行型とは、休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは、指導できる教員や外部の指導者がいる部活動を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するものであるため、指導者（部活動顧問）への謝金は、教員特殊業務手当となる。拠点校は、中学校に限らず、高等学校となることもある。

※地域連携型とは、学校部活動に地域（外部）の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

2 地域クラブについて

(1) 地域クラブは、以下の要件ア～オを満たしていることを基本とし、市町村が認定する。認定期間については、市町村が設定する。

ア 競技性（一つの競技種目に特化、競技力強化）や成果のみに偏重せず、休日の生徒の豊かで幅広い活動機会を確保することを目的として設立し、参加を希望する生徒を選抜等せず広く受け入れている。また、可能な限り平日も活動機会を確保できることが望ましいが必須の条件とはしない。

イ 国ガイドライン（令和7年12月版）及び公立中学校等の部活動方針又は子どものスポーツ活動ガイドライン（平成26年3月県教育委員会策定）を遵守した活動を行っている。

2 地域クラブの考え方

(1) 「地域移行型」における「地域クラブ」は、以下の要件ア～エを満たしていることを基本とする。

ア 休日の生徒の活動の機会を確保することを目的としている。

イ 国ガイドラインを遵守した活動を行っている。

なお、休日と平日の両方を地域展開した場合の地域クラブの活動時間と休養日の設定は以下のとおりとする。

(ア) 1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とし、最大週あたり11時間程度を目安とする。

(イ) 平日は、午後4時から午後8時30分までのうち2時間程度とし、休日は午後6時までの日中のうち3時間程度を基本とする。

(ウ) 休養日は、平日、休日を区別することなく週あたり2日以上設定する。

(エ) 生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校の始業前（早朝練習）は実施しない。

(オ) 長期休業中については、市町村と地域クラブで協議の上、別途調整し設定する。

ウ これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承・発展させた活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。

エ 適切な運営体制が確保されるとともに、生徒の安全確保ができる体制が整っている。

オ 学校等との連携が適切に行われている。

(2) 地域クラブの単位は特に限定しないが、競技力強化のために広域から生徒を募集することは認めない。この場合を除き、複数の市町村や学校の生徒を対象とする場合のクラブの認定等については該当する市町村及び学校で協議し対応する。

(3) 市町村又は公立中学校等は、地域展開の推進にあたり運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）や実施主体（個別の活動を実際に行う団体）の確保に向けて、それぞれの地域で活動している団体等（以下「民間クラブ」という。）との連携について検討する。【今回新規】

(4) 民間クラブが公立中学校等の休日の活動先となることを希望する場合は、

ウ これまで学校の部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承し活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。（例えば、勝利至上主義を目的としていない等）

エ 中学校体育連盟主催大会に出場の認定要件を満たしている。（文化芸術クラブは除く）

※「地域移行型」の地域クラブの単位は、同一市町村内の生徒を対象とし、平日に学校で実施している部活動を単位とする。ただし、単独の学校または市町村で活動を維持・継続することが困難な場合は、複数校若しくは市町村を越えての地域クラブ設置について当該校及び当該市町村で協議し、互いに同意する場合は可とする。

(2) 市町村が運営主体ではない場合や市町村が運営を委託していない等、市町村が運営に関わらない地域クラブが「地域移行型」の地域クラブとして中学校の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。

(3) 申請があった地域クラブ等について市町村及び学校は、上記(1)の要件ア

市町村へ申請をする。【改訂前（２）】 （５）申請があった民間クラブについて市町村及び公立中学校等は上記（１）の要件ア～オについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と公立中学校等で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動については、休日の活動を行わないこととする。【改訂前（３）】 （６）認定を受けた地域クラブは、認定をした市町村に活動報告を行う。活動報告を行う時期や回数については、認定する市町村が設定する。【今回新規】 （７）市町村は、認定した地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行い、是正が必要な場合は、地域クラブに対して指導を行う。【今回新規】 ８）市町村は、認定した地域クラブに対して、地域や学校の実情に応じて平日も活動先となることの依頼を検討・協議する。【今回新規】	～エについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と<u>学校</u>で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動の休日の活動を行わないこととし、休日の活動の場として市町村から地域クラブへ<u>依頼</u>する。
３ 部活動及び教職員について （１）休日の活動を直ちに地域展開することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、<u>学校の部活動を継続して生徒の活動の機会を確保する。</u>ただし、その場合、市町村は、「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」などの取り組みを通して<u>休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。</u> （３）休日に地域クラブ及び民間クラブ（以下「地域クラブ等」という。）での指導を有償で従事することを希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ等の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。	３ 部活動及び教職員の考え方 （１）休日の活動を直ちに地域へ<u>移行</u>することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、<u>学校の部活動を存続して生徒の活動の機会を確保する。</u>ただし、その場合、部活動指導員・外部指導者の配置や合同部活動などの取り組みを通して<u>休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。</u> （３）休日に地域クラブでの指導を希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て<u>地域クラブ</u>の指導者<u>または</u>、指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（<u>地域クラブ</u>）からの要請に基づき、<u>地域クラブ</u>の指導者として中学生の指導にあたる。ただし、勤務校の生徒のみを対象とした<u>地域クラブ</u>の代表者になることはできない。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象としている場合は、代表者となることがで

ア 共通事項 (ア) 有償・無償に関わらず、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブ等の代表者になることは部活動との切り分けが困難であることから不可とする。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象又は複数校種が混在している場合は可とする。 (イ) 有償・無償に関わらず、地域クラブ等の指導者となることについては、運営主体から依頼を受けた場合のみ可とする。 (ウ) 有償・無償に関わらず、学校運営に支障がなく教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにするとともに、健康面に留意して指導にあたる。【今回新規】 イ 有償の場合 県が定めた基準を参考に市町村が従事可能な地域クラブ等かどうかの判断を行い、兼職兼業又は営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。【改訂前ア】 ウ 無償の場合 兼職兼業又は営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等の管理職への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。【改訂前イ】	きる。 ア 有償で指導する場合 県教育委員会が定めた基準を参考に市町村教育委員会が従事可能な<u>地域クラブ</u>かどうかの判断を行い、兼職兼業<u>または</u>営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。ただし、教職員が勤務校の生徒のみを対象とした<u>地域クラブ</u>の代表者として運営に従事することは部活動との切り分けが困難であるため不可とする。 イ 無償で指導する場合 兼職兼業<u>または</u>営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。ただし、学校運営に支障がなく、教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにする。
4 今後の部活動の在り方について (1) 令和8年度から令和10年度末までの3年間を「改革実行期間（前期）」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域展開・地域連携に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないが、準備が整った市町村、公立中学校等、種目等から本県の部活動改革の最終的な目標である「地域展開」を目指した取組を推進していくこととする。なお、令和10年度末までに、各市町に「地域展開型」「地域連携型」「拠点校（合同部活動）型」のいずれかによる取組を三つ以上実施することとする。【改訂前（1）（4）及び新規】 (2) 令和8年度は、これまでの「改革推進期間」での取組を元に、休日に活動する全ての部活動について地域展開・地域連携の取組に着手する。【改訂前（3）】 (3) 平日の部活動の地域展開・地域連携	4 今後の部活動の在り方検討 (1) 令和<u>5</u>年度から令和<u>7</u>年度末までの3年間を「改革<u>推進</u>期間」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して<u>地域連携・地域移行</u>に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないこととする。 (2) 平日の部活動の<u>地域連携・地域移行</u>については、<u>令和7年度末の県内の休日の地域連携・地域移行の進捗状況及び国の動向を踏まえながら、令和8年度以降に改めて方針を検討し、市町村に示す。</u> (3) 令和<u>5</u>年度は、各市町村において市町

については、地域や学校の実情に応じて平日と休日を一体として取り組むことも検討する。【改訂前（２）】 （４）「地域連携型」のうち、部活動指導員を配置している部については部活動指導員による単独指導を基本とする。また、外部指導者を配置している部においても、外部指導者による単独指導とすることを可能な限り検討する。【今回新規】 （５）市町村又は公立中学校等は、部活動改革における取組を通じて、部活動の精選等のため、部活動の設置や廃止（休止も含む）に係る規程等の整備を検討する。【今回新規】 （６）各市町村における地域展開・地域連携の取組によって明らかとなった課題や問題点等への対応方策について、県、市町村及び公立中学校等並びに競技団体等関係機関が連携して検討していく。【改訂前（５）】	<u>村内の現状把握（指導者、中学生の受け入れが可能な団体等の状況）、課題や問題点の洗い出しを行い方向性等について検討を行う準備の年度とする。</u> （４）<u>令和６年度以降、地域連携・地域移行に向けた準備が整った市町村、学校、種目等から取組を推進していくこととする。</u> （５）各市町村における<u>地域連携・地域移行</u>の取組によって明らかとなった課題や問題点等への<u>方策</u>について、県、市町村及び<u>中学校等</u>が連携して検討・研究していく。
Ⅱ 県及び市町村の役割 １ 県の役割 （１）県は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境の確保、教員の部活動に係る負担軽減に繋がる取組を市町村が推進していけるよう、部活動改革における広域的な基盤整備を行う。【今回新規】 （２）県は、本推進計画を踏まえ、各関係機関と連携して部活動の地域展開・地域連携に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に市町村の地域展開・地域連携に向けた取組の情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。【改訂前（１）（３）】 （３）県は、圏域ごとの意見交換会や研修会等の開催を通じて市町村へ助言するとともに、地域展開・地域連携を推進するための財政支援を行う。 （４）県は、必要に応じて市町村及び公立中学校等が設置した協議会等へ参加し、指導・助言を行う。【改訂前（２）】 （５）県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。	Ⅱ 県及び市町村の役割 １ 県の役割 （１）県は、本推進計画を踏まえ、市町村の<u>地域連携・地域移行</u>に向けた取組を県教育委員会、県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活動の<u>地域連携・地域移行</u>に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。 （２）県は、必要に応じて市町村及び<u>学校</u>が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行う。 （３）県は、各圏域内の市町村が情報共有できる<u>機会</u>の<u>確保について支援する</u>。 （４）県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行う。 （５）中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方については、<u>今後</u>、中学校体育連盟と県で協議していく。

【改訂前（４）】 （６）県は、中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方について、市町村の意見を確認しながら中学校体育連盟と協議していく。【改訂前（５）】 （７）県は、「地域連携型」の取組として行われている部活動指導員の配置については、教員の部活動に係る負担軽減に高い効果があることから、引き続き国の事業として財政的支援を継続するよう国へ要望するとともに、市町村からの希望に対して予算の確保に努める。【今回新規】	
２ 市町村等の役割 （１）市町村は、国ガイドライン（令和７年１２月版）及び県推進計画を参考に地域や学校の実情に応じて市町村の推進計画を策定又は改訂し、域内の各関係機関等と連携し、部活動改革に係る取組を推進する。【今回新規】 （２）市町村は、域内の関係者等による協議会等で、国ガイドライン（令和７年１２月版）及び本推進計画を参考に市町村の方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での協議会等の設置も考えられる。【改訂前（１）（２）】 （３）公立中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、市町村の方針に基づいて自校における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域や学校の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。 （４）市町村及び公立中学校等は、域内における部活動改革の取組状況や方向性について、適宜地域や保護者等へ情報提供を行い広報に努める。また、域内における改革の方向性を決定した場合、その理由や、改革の全体像、段階的に進めるロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明する。加えて、現在の中学生だけでなく、今後、公立中学校へ入学する小学生並びにその保護者へも入学までに説明する。【今回新規】 （５）市町村は、域内における地域展開・	２ 市町村の役割 （１）市町村は、教育委員会、地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、市町村スポーツ・文化芸術関係団体等が連携し、<u>各地域</u>の状況に応じて<u>地域連携・地域移行</u>の取組を推進する。 （２）市町村は、域内の関係者等による協議会等を<u>令和５年度中に設置し</u>、本推進計画を参考に市町村における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での設置も考えられる。 （３）<u>中学校等</u>は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、<u>学校</u>における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、<u>地域</u>の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。

地域連携に係る推進計画の策定・改訂や取組の実施に当たっては、現在の中学生や今後、公立中学校等へ入学する小学生並びにその保護者の意見や希望を可能な限り把握し反映させることに努める。【今回新規】 (6) 市町村は、指導者の状況（休日しか指導ができない等）や利用施設の状況（休日しか利用できない等）によっては、活動時間と休養日の設定について、上記「Ⅰ 基本方針」「Ⅱ 地域クラブについて」「Ⅲの（ア）～（オ）」とすることも検討する。【今回新規】	
Ⅲ 具体的な取組方策 1 地域における地域クラブ等の整備充実 (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がある場合は、それら既存の団体等と連携を図りながら地域展開の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。 (2) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは民間企業等との連携・協力等、それぞれの地域や学校の状況に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。 (3) 市町村は、単独の市町村で地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る団体の整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携し、地域や学校の状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。	Ⅲ 具体的な取組方策 1 地域における地域クラブ等の整備充実 (1) 市町村及び<u>中学校等</u>は、部活動の地域<u>移行の中心となり得る地域クラブ等</u>がある場合は、<u>地域クラブ</u>と連携を図りながら地域<u>移行</u>の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。 (2) 市町村及び<u>中学校等</u>は、部活動の地域<u>移行の中心となり得る地域クラブ等</u>がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは、民間企業等との<u>連携等</u>、それぞれの地域の<u>状況</u>に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。 (3) 単独の市町村で地域<u>移行の中心となり得る地域クラブ</u>の整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携することも有効であることから、<u>状況</u>に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保 (1) 市町村は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブ等の指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月）、取扱いの手引き（令和5年1月）、「鳥取県立学校職員服務規程の一部改正について（通知）」（令和5年12月21日付第	2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保 (1) 市町村教育委員会は、休日に地域での指導を望む教職員が、<u>地域クラブ</u>の指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月）及び取扱いの手引き（令和5年1月）なども参考に<u>兼職兼業の取扱いを整理</u>する。

202300225511 号) なども参考に<u>兼職兼業の取扱いを整理</u>する。 (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う<u>指導者人材バンク</u>の充実を図る。 (3) 休日に地域クラブ等での指導を希望する教員は、地域クラブ等の指導者若しくは指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先(地域クラブ等)からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。 (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員及び部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員、県内外の大学等の学生も対象とする。 (5) 県及び市町村は、地域クラブ等の指導者の質の確保及び資質能力の向上に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。 (6) 市町村は、将来的な地域展開を見据えて部活動指導員や外部指導者に対して地域クラブの指導者となることについて協力を検討する。	(2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う<u>指導者人材バンクを構築</u>する。なお、<u>指導者人材バンクの運営方法等については、競技団体等の意見を参考に、令和5年度中に決定する。</u> (3) 休日に<u>地域クラブ</u>での指導を希望する教員は、<u>地域クラブ</u>の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先(<u>地域クラブ</u>)からの要請に基づき、<u>地域クラブ</u>の指導者として中学生の指導にあたる。 (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員(〇Bを含む)及び、部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員も対象とする。 (5) 県及び市町村は、<u>地域クラブ</u>の指導者の質の確保に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。 (6) 市町村は、現在、部活動指導員や外部指導者を配置している部については、<u>休日の地域クラブ</u>の指導者としての協力も検討する。
3 地域における施設の確保 (1) 市町村は、地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とすることを検討する。 (2) 市町村は、地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とすることを検討する。 (3) 市町村は、部活動の地域展開の推進により学校施設の利用が増加することで公立中学校等の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方(例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等)について検討する。 (4) 市町村は、部活動の地域展開を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や利用で	3 地域における施設の確保 (1) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とするか検討する。 (2) 市町村は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とするか検討する。 (3) 市町村は、部活動の地域移行の推進により学校施設の利用が増加することで<u>学校</u>の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方(例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等)について検討する。 (4) 市町村は、部活動の地域移行を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や使用料が高

きても使用料が高額の場合は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。	額の場合は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。
4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減 (1) 公立中学校等又は地域クラブ等のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体や大会主催者が定める規程に則って行う。 (削除) (2) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。【改訂前（3）】	4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減 (1) <u>学校</u>又は<u>地域クラブ</u>のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体が定める規程に則って行う。 <u>(2) 生徒引率については、大会等主催団体が定める引率規程に則って行う。</u> (3) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。
5 活動における費用負担の在り方 (1) 地域クラブ等の活動に必要な経費については、原則、受益者負担とするが、地域展開への取組を推進するため、公的支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村で検討・研究する。	6 活動における費用負担の在り方 (1) <u>地域クラブ</u>の活動に必要な経費については、原則、受益者負担とする。
6 活動における保険の在り方 (1) 地域クラブ等の活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復時を含めたケガや事故等の発生への対応のため、別途保険加入を推奨とする。 (2) 保険加入に係る費用については、原則、加入者の負担とする。	5 活動における保険の在り方 (1) <u>地域クラブ</u>の活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復、ケガや事故等の発生への対応のため、<u>保険加入</u>を推奨とする。 (2) 保険加入に係る費用については、<u>加入者の負担</u>とする。
7 地域クラブへの支援 (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源として運営とするが、地域クラブが公立中学校等の部活動の地域展開を目的とした団体であり市町村が認定する団体であることから、財政支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村において検討・研究する。 (2) 支援の対象となるのは、「Ⅰ 基本方針 2 地域クラブについて（1）」の内容を満たすものとして市町村が認定した地域クラブとする。	7 地域クラブへの支援 (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源としての運営とする。 (2) <u>公立中学校等の部活動の地域移行を目的として活動する地域クラブに対しての支援の在り方について県及び市町村において検討・研究する。</u> ※支援の対象となる地域クラブについては、「Ⅰ 基本方針 2 地域クラブの

(3) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブに対して学校部活動で使用している用具（支柱、ネット、ボール等の備品）の無償での使用許可を検討する。ただし、消耗品（ラインパウダー、救急セット等）については、地域クラブが準備する。【今回新規】 (4) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブの活動で使用する用具等の学校施設・教育施設内での保管スペースの確保について検討する。【今回新規】	<u>考え方（１）</u>」で規定する「地域移行型」の地域クラブとする。
8 移動に係る支援 (1) 地域クラブ等の活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。 (削除) (2) 市町村が部活動改革の取組として実施する「拠点校（合同部活動）型」での活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。 【改訂前（３）】	9 移動に係る支援 (1) <u>地域クラブ</u>の活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。 (2) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加に係る移動は、基本的に参加する個人で対応するものとする。 (3) 「拠点校（合同部活動）型」及び「地域連携型」で実施される活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。
9 高校入試への対応 (1) 当分の間、部活動と地域クラブ等で活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、公立中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域クラブ等での活動状況の把握に努める。 (2) 公立中学校等が地域クラブ等での生徒の活動状況について全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各公立中学校等の状況に応じて把握を行う。活動内容については大会等への参加や成績を証明するもの（参加した大会等のプログラム、賞状等の写し等）で確認することとし、公立中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブ等での活動記録の申告について周知する。 (3) 公立中学校等は、高校入試における部活動を行わず地域クラブ等での活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。 (4) 地域クラブ等は、所属する生徒の活	8 高校入試への対応 (1) 当分の間、部活動と<u>地域クラブ</u>で活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、<u>中学校等</u>は、部活動を行っていない生徒の<u>地域団体等</u>での活動状況の把握に努める。 (2) <u>中学校等</u>が全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、<u>各学校</u>の状況に応じて把握を行う。内容については<u>大会</u>への参加や成績を証明するもの（参加したプログラム、賞状等の<u>写し</u>）で確認することとし、中学校等は、事前に生徒及び保護者へ<u>地域クラブ</u>での活動記録の申告について周知する。 (3) <u>中学校等</u>は、高校入試における、部活動を行わず地域クラブでの活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。 (4) 地域クラブは、所属する生徒の活動の

動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて公立中学校等へ提供をする。	記録を生徒及び保護者からの求めに応じて<u>中学校</u>へ提供をする。
10 その他 (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域展開への推進を踏まえ、部活動へ一律に全員加入としないことを検討する。 (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。なお、活動において拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とするが、専門的な指導が可能な教職員が指導者として指導にあたることは妨げない。ただし、中学校体育連盟主催大会への参加は、県中学校体育連盟が定める参加資格等の規程に準じて参加する。 (3) 複数の市町村にまたがって「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、当該市町村又は当該校長会が連携して取り組む。	10 その他 (1) 市町村教育委員会及び<u>学校長</u>は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の<u>地域連携・地域移行</u>の推進を踏まえ、部活動<u>を</u>全員加入としないことを検討する。 (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村教育委員会又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。<u>また、拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とする。なお、中学校体育連盟主催大会への参加については、県中学校体育連盟の規程に準じて参加する。</u> <u>(3) 中学校等と地域クラブ（部活動の地域移行先として認定された地域クラブに限る）は、指導方針や生徒の状況等について情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。</u>

令和8年3月教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

1 令和7年度琴浦町人権施策基本方針に基づく点検・評価結果について

○概要

琴浦町人権施策基本方針に基づき、令和7年度にける各課の取組みの点検・評価について、2月25日に琴浦町人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）での審議結果を報告するもの。

＜琴浦町人権施策基本方針（抜粋）＞

計画の推進にあたっては、「町人権尊重の社会づくり審議会」において、毎年事業の実施状況や進捗状況について、点検・評価を行い、その結果を以後の施策に反映させていくPDCAサイクルを推進する。

○点検・評価結果

別紙資料のとおり。

○審議会で出された意見等

別添資料のとおり。

○今後について

審議結果は、次年度に実施する実施計画に反映させていくことができるよう、各課に周知する。

別紙：1

令和7年度琴浦町人権施策基本方針における具体的な取り組みの点検・評価

【評価基準】

A	事業計画の80%以上達成
B	事業計画の60%以上達成
C	事業計画の40%以上達成
D	事業計画の達成率40%未満

【評価方法】

- ・令和7年度事業の実施状況や進捗状況について該当するものをA～Dから選択
- ・基準日：令和7年度末時点
 - ※1月～3月は見込みとして評価

令和7年度「琴浦町人権施策基本方針」における具体的な取り組み(実施計画)

【人権施策の推進方針】－共通事項－

1 人権・同和教育、啓発の推進

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価	意見(2/25審議会)	主管課等
就学前における人権・同和保育の推進	就学前における人権・同和保育の推進	人間形成の重要な過程にある乳幼児に対し、心豊かなつながりの中で生きる力や人権を大切にする心の基礎を育む。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施した。	B		こども園・保育園
	職員研修の実施	保育教諭等の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園内研修の実施及び、外部研修、県人権保育連絡菓子主催研修等へ参加した。	B		こども園・保育園 子育て応援課
	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各園で保護者研修会やクラス懇談会などを実施した。	B		こども園・保育園
	町乳幼児教育研究会の開催	人権・同和保育(教育)の推進と発展のため、研究・協議を行い、より良い教育・保育活動の確立に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【こども園・保育園】 町内全園参加の人権・同和保育研修会を2回開催した。 テーマ「こどもの権利 意見表明 大人のための10の心得」 講師：鳥取県鳥取県人権文化センター 中江美紀研究員	A		こども園・保育園
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】以下の期日、会場で研究会を実施した。 10/31みどり保育園 11/7赤碓中学校 12/4八橋小学校 【こども園・保育園】 みどり保育園にて公開保育を実施。(10月31日) 指導助言：中部教育局 徳吉 あき子氏	A A		こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
学校における人権・同和教育の推進	学校における人権・同和教育の推進	社会奉仕体験活動、高齢者や障がいのある人などとの交流活動、自然体験活動などさまざまな体験活動をととして人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】全体計画及び年間指導計画に基づき、各校で人権・同和教育を推進した。県教委の「人権学習講師派遣事業」を活用する等により、児童生徒が直接体験したり、話を聞いたりできる場を設定した。	A		小中学校
	職員研修の実施	教職員の資質向上を図るため、研修機会を充実させ実践的な取り組みにつなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】新任・転任人権・同和教育現地研修会や、町(文化センターも含む)主催の人権講座等、校内での教材検討会等で、教職員自身の資質向上を図った。聖郷小は、性の多様性についての職員研修を行った。人権教育参観日の講演会「いのちの授業」にも全職員が参加して研修した。	A		小中学校

学校における人権・同和教育の推進	保護者研修の実施	保護者への人権意識の向上を図るため、研修機会の提供に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】PTA専門部の活動として保護者研修会を企画したり、人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会、中部地区人権教育懇談会研修会を学びの場として提供した。聖郷小では、人権教育参観日に鈴木中人さんを講師に迎え、児童・保護者向けに「いのちの授業」の講演会を行った。	A		小中学校
	人権課題を抱える子ども及び保護者への支援	必要な配慮や支援が確実に行われるよう、本人保護者等と十分に連携を行う。また、安心して学校生活を送れるよう、職員研修や支援会議等を随時実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】スクールカウンセラー等と連携して、支援が必要な児童への支援体制を整備した。	A		小中学校
	人権・同和教育参観日の実施	人権・同和教育参観日を実施し、保護者、家庭、地域と連携して人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】各校が以下のとおり人権・同和教育参観日を実施し、家庭や地域との連携を図った。 浦安小 11月27日(木) 聖郷小 11月20日(木) 八橋小 9月10日(水) 赤碓小 11月14日(金) 船上小 11月28日(金) 東伯中 9月26日(金) 赤碓中 11月14日(金)	A		小中学校
	輪読の実施	人権に関する絵本を学年毎に選定し輪読を行う。親子で一緒に読み、感じたことを各家庭で話し合うことで、絵本をとおして家庭教育を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小学校】PTAの取組として、聖郷小、赤碓小の2小学校で実施。各学年の本を選書して、親子で一緒に本を読み、感想を互いに共有した。八橋小は各学年の道徳の副読本の中から題材を決め、親子で読んで意見交換する取組を行った。	A		こども園・保育園 小学校
				【こども園・保育園】 各園の取組において部落解放月間などに実施。	B		
	人権学習の講師派遣	小中学校が開催する、人権学習のゲストティーチャーとして授業に協力する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・赤碓小学校6年生人権学習 ・八橋小学校6年生人権学習	A		人権・同和教育課文 化センター
				【東伯文化センター】 6年生人権学習 船上小学校(9/19)、八橋小(9/24) 浦安小学校、聖郷小学校(10/27.28※解放文化祭開催期間中)	A		
				【赤碓文化センター】 ・赤碓中学校1年生総合学習(7/14) ・船上小学校6年生人権学習(11/12) ・船上小学校3年生太鼓でつながる(3回/9月) ・船上小学校、赤碓小学校6年生FW(10/31 11/5) ・人権教育公開授業(赤中、船小、赤小) ・中学校区6年生人権教育交流会(2/4)	A		

学校における人権・同和教育の推進	人権標語・人権作文の取り組み	人権尊重の意識を広めるために、小中学生から人権標語、中学生から人権作文を募集する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 各校が作品を応募した。船上小では、全校で人権標語を作成し、それをもとにPTA人権・同和教育推進部が中心となって人権標語カレンダーを作り、家庭や地域に配布した。	A		人権・同和教育課 小中学校
				【人権・同和教育課】 東伯郡同和対策協議会主催の人権標語について、小中学校に公募の呼びかけを行った。琴浦町から最優秀賞に1名（東伯中学校）、優秀賞に1名（赤碕小学校）が選ばれ、ことうら人権まなびの集いの中で表彰を行ったほか、選出作品展示を行った。 応募された作品の中から選定して、毎月町報に標語を掲載した。	A		
	人権の花運動の実施	協力して花を育てることをとおして、心を豊かにし、人を思いやる大切さを学ぶため、各小学校で人権の花運動を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小学校、人権・同和教育課】 10月に人権擁護委員と町内全小学校を訪問し、パンジーとピオラの苗を贈呈し啓発を行った。委員会児童が全校に呼びかけ、人権の花の苗植えを行った。	A		人権・同和教育課 小学校
	対象別人権・同和教育研修事業	学校の保護者研修で、人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度申請なし（R8、1月末時点）	D	申請実績がないが学校における保護者を対象とした人権・同和教育研修は大切なので実施してください。	人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み	こども園・保育園、小中学校が連携して研究会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 （会議関係） 4/23理事会開催 6/2部会総会・主任会開催 8/7主任研修会 講演『人権教育の充実に向けて～偏見や思い込みに気づき、改革につなげるために～』 講師：鳥取県教育委員会 人権教育課 田中暁宏 係長 3月 主任会（書面開催） 3/10 理事会 （研究会） 10/31みどり保育園 11/7赤碕中学校 12/4八橋小学校 （会員研修） ・各校及び園で計画を立てて実施。 ・各中学校区の文化センター主催「まなびの講座」等に参加。	A		こども園・保育園 小中学校 町人権・同和教育推進協議会
				【こども園・保育園】 みどり保育園にて公開保育を実施。（10月31日） 指導助言：中部教育局 徳吉 あき子氏	A		

家庭、地域における人権・同和教育の推進	人権・同和教育部落懇談会（小地域懇談会）の開催	一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進するため、人権・同和教育部落懇談会を開催し、地域における人権意識の高揚を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	テーマ「バイアス（人の思考や判断の偏り）について考えてみましょう！」 ・普段あまりよく考えずに言ったりしていることに問題がないか、バイアスをキーワードに考えることを目的に実施。 〈事前説明会〉 古布庄地区9/24 浦安地区9/29 八橋地区10/2 下郷地区10/14 上郷地区10/17 赤碓・安田地区10/8 成美・以西地区10/10 〈懇談会実施期間〉10月～2月 〈懇談会実施部落数〉134部落（全体151部落）（R8.2月10日現在）	A		人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	差別をなくする町民のつどい（人権フェスティバル）（仮称）の開催	町民を対象にさまざまな人権をテーマに講演会や、小中学校、各団体の実践や活動報告を行い、人権について学び、考える機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	子どもの権利をテーマに、子育て応援課と合同開催。 開催日：11月15日 会 場：まなびタウンとうはく 多目的ホール 参 加：80人 ○活動発表 ・東柏文化センター、赤碓文化センターの児童生徒によるの学習会の活動発表 ○人権講演会 演題：「子どもの声に耳を傾けることから始まる子どもの権利保障 ～子どもが声をあげやすい社会にするには～」 講師：甲斐田 万智子さん （認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事） 【人権啓発パネル展】 ・ユニセフ「子どもの権利条約」、児童虐待防止、DV被害防止 ・町内小中学生の人権標語 ・東柏文化センター人権学習会作品 ・赤碓文化センター小学生解放「学習会」作品	A		人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における社会教育部会・福祉部会の取り組み	関係組織及び団体が連携して研修会等を開催し、人権・同和教育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	（社会教育部会）予定 ○開催日：3月7日 ○テーマ：「見守る大人と育つ子ども～生成AⅠの光と闇、闇バイトから子どもを守る～」 ○内 容：・子どものインターネットの利用実態 ・生成AⅠの特徴、活用のポイント ・闇バイトの実態 ・闇バイトから子どもたちを守るための方法 ほか （福祉部会） ○開催日：10月29日 ○内 容：施設見学（施設説明・見学、質問・意見交換） ○訪問施設：・ワークサポート琴浦 ・琴の浦高等特別支援学校 ○参 加：4人	A		人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	町人権・同和教育推進協議会における各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ、町人権・同和教育推進協議会の構成員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度は同推協が主催する啓発活動（講演会等）を行い、大会派遣は人権尊重者会を実現する鳥取県研究集会のみ実施。 ○第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会（倉吉未来中心他） 〔開催日：8/1〕 参加者数 23人	B		人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会

家庭、地域における人権・同和教育の推進	啓発活動の実施	町人権・同和教育推進協議会主催で、町民を対象にさまざまな人権をテーマに啓発事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	○「カムイのうた」上映会 開催日：6月28日 内 容：・「カムイのうた」上映 ・対談 菅原 浩志 監督、作間 清子 プロデューサー 参 加：97人 ○町内の差別事象からこれからの人権教育・啓発のあり方を考えるシンポジウム(予定) 開催日：2月27日 内 容：・差別事象報告 ・各分野パネリストの発表・ディスカッション	A		人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会
	人権まなびの講座	町民に対し、あらゆる人権課題をテーマに講座を開催し、学習する機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ○5月17日 テーマ：消費者トラブル(高齢者) 映画：「詐欺や消費生活トラブルについて」 講師：琴浦大山警察署職員 参加人数：26人 ○6月21日 テーマ：ジェンダー・バイアスについて 演題：「無自覚を自覚する」気づかずに身につけたもの 講師：福壽 みどりさん 参加者：28人 ○7月12日 テーマ：難民問題 映画：「マイスモールランド」2回上映 参加者：43人 ○9月6日 テーマ：里親制度について 演題：「こどもの人権と里親制度」 講師：宮橋 佐和子さん 参加者：19人 ○10月26日 とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 演題：「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講師：神田 香織さん 参加者：108人 (全5回 合計224人)	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 あかさき人権まなびの講座(5回/年) ・6月12日(木) テーマ：見た目の問題と人権 演題：「ここからの一歩」～多様性をあたりまえに～ 講師：細田美緒乃さん 参加者：31名 ・7月24日(木) テーマ：部落問題 皮革について 演題：「学び直そう部落の歴史part15」 講師：外川 正明さん 参加者：45名 ・8月2日(木) テーマ：こころの元氣講演家 演題：「命としあわせのありがたさを伝えたい」 講師：石川 達之さん 参加者：69名 ・9月26日(木) テーマ：色覚多様性について 演題：「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師：石田 重幸さん 参加者：32名 ・10月18日(土) テーマ：部落解放文化祭 演題：「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師：金 尚均さん 参加者：57名	A		

家庭、地域における人権・同和教育の推進	対象別人権・同和教育研修事業	地域で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度申請なし (R8、2.10現在)	D		人権・同和教育課
	子育て講座の実施	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 児童期の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を実施した。 聖郷小学校 9月25日実施 参加者17名 社会教育課 9月28日実施 参加者15名	B		社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
				【教育総務課、小中学校】 人権教育参観日後の保護者懇談等において、子どもとのかかわり方等、家庭における人権教育について意見交換を行った。聖郷小では、参観日のPTA保護者研修会において、中部児童相談所の山田誠さんを講師に迎えて、「子どもとの向き合い方」をテーマに講演会を行い、また、PTA人権部の部員研修会として、人権教育プログラムファシリテーター派遣事業を活用した。	A		
	「10秒の愛～やさしさの貯金～」の実施	親子の絆づくりに焦点をあて、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいの大切さについて啓発するために、子育ての合言葉として「10秒の愛～やさしさの貯金～」に取り組む。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 啓発用ボールペンを作成し、研修会で配布をした。	D	・計画策定時から経過とともに重点事業の変化があれば反映するようにされては。	社会教育課 教育総務課 小中学校 こども園・保育園
				【教育総務課、小中学校】 以前作成された「日めくりカレンダー」を校内に掲示し、多くの方の目に触れるようにしている。「10秒の愛」を前面に押し出している活動は行っていない。	A		
企業等における人権・同和教育、啓発の推進	町人権・同和教育推進協議会における企業部会の取り組み	企業における人権・同和教育研修会を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【商工観光課】 ○企業向け研修会の実施(7月2日) テーマ：信頼関係を育てる職場のコミュニケーション 講師：キャリアバード 上田美鈴さん	A	差別事象は事業所や福祉施設などで発生しており、引き続き企業における人権啓発、研修を推進していただきたい。	人権・同和教育課 商工観光課 町人権・同和教育推進協議会
	企業内研修への支援	企業や事業所が行う人権・同和教育研修への講師の紹介や派遣、教材等の提供を行い企業の研修を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 町内事業所の研修に講師として参加し人権研修を実施 開催日：1月31日 テーマ：『無自覚な偏見(アンコンシャス・バイアス)』	A		人権・同和教育課

企業等における 人権・同和教育、啓発の推進	人権擁護委員による啓発活動の支援及び協力	人権擁護委員による企業訪問や街頭啓発活動の支援及び協力を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権擁護の日および12月の人権週間に街頭啓発を実施。	A	差別事象は事業所や福祉施設などで発生しており、引き続き企業における人権啓発、研修を推進してください。	人権・同和教育課
	対象別人権・同和教育研修事業	企業で人権・同和教育研修を行う場合に助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度申請なし	D		人権・同和教育課

2 推進体制の確立・調査の実施

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価	意見(2/25審議会)	主管課等
人権の視点に 立った行政の推 進及び職員の資 質向上	職場内人権・同和教育研修の実施	全職員対象に人権・同和教育研修を実施し、行政職員として、人権を基軸にした行政サービスを行うことや、人権問題について正しい理解を習得し、人権問題の解決に積極的に取り組む意識を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 各所属ごとに年間を通して研修を実施	B		総務課 人権・同和教育課
	新規採用職員研修の実施	新規採用職員に人権・同和教育研修を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	開催日：9月1日（赤碓文化センター） ・講義 ・フィールドワーク ・説明「差別事象等対応マニュアル」 ・ワークショップ ・振り返りシート記入 参加者：10名（新採用職委員、新任係長職員）	A		総務課 人権・同和教育課
	各種大会等への派遣	県内外で開催される各種大会、講演会及び研修会へ職員を派遣し、あらゆる人権課題に対する正しい理解及び資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 ○第50回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会（鳥取市）〔開催日：8/1〕 町職員参加数 15人 ○部落解放研究第58回全国集会（宮崎市）〔開催日：11/10～11/11〕 町職員1名派遣 ○第76回全国人権・同和教育研究大会（西宮市ほか）〔開催日：11/29～11/30〕 教職員2名、町職員1名派遣 ○第40回人権啓発研究集会（前橋市）〔開催日：1/28～1/29〕 町職員4名派遣	B		総務課 人権・同和教育課
	町人権・同和教育推進協議会における行政部会での取り組み	行政部会の対象者に対し、研修会等を開催し資質の向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 行政部会研修会（2月27日）※町同推協啓発事業と合同開催 「町内の差別事象からこれからの人権教育・啓発のあり方を考えるシンポジウム」 【農業委員会、人権・同和教育課】 町農業委員会人権・同和教育研修会 開催日：2月10日 テーマ：「無自覚な偏見（思い込みや決めつけ）」 参加者：委員23名	A		総務課 人権・同和教育課 町人権・同和教育推進協議会

国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実	県との連携	県人権・同和対策課、県教育委員会、県人権文化センター等と連携して施策を推進していく。	R5(2023) ↓ R9(2027)	とっとり安心ファミリーシップ制度と連携した琴浦町における行政サービスについて県と連携して取り組みを進めた。	A		人権・同和教育課
	指導者の養成	地域で主体的な学習活動を推進するために、ファシリテーター養成講座等、指導者養成に向けた取り組みを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし	D	R7年度実施なしの理由はなにか。 →ファシリテーター養成講座の応募がなかった。	人権・同和教育課
意識調査の実施及び活用	町人権・同和教育に関する意識調査の実施	人権・同和教育の基礎資料を得るため、町民の人権・同和教育についての意識等の把握を目的に調査を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和8年度の調査に向けて調査票、調査方法について作業を進めた。 ・9月 打合せ実施（鳥取大学教授、大東文化大学教授） ・2月 打ち合わせ予定（大東文化大学教授）	A		人権・同和教育課

3 相談支援の充実

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価	意見(2/25審議会)	主管課等
国、県と連携した相談・支援体制の充実	相談窓口の周知	各人権課題について、相談窓口を町報・ホームページ等に掲載し周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	相談窓口を町報に掲載し周知を行った。	B		関係課 人権・同和教育課
	人権相談の開催	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各地区公民館で月2回、人権相談を実施した。 相談日は、広報ことうら及び行政放送で周知を行った。	A		人権・同和教育課
	民生・児童委員の活動への支援	地域のひとり暮らしの高齢者、障がい者、ひとり親家庭など要援護者家庭への定期的な家庭訪問等など、福祉全般にわたり相談や行政等への連絡を行う民生・児童委員の活動への支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	琴浦町民生児童委員協議会や民生児童委員の活動費として補助金を交付し、活動を支援した。	A		福祉あんしん課

地域共生社会の実現にむけた重層的支援体制の整備	重層的相談事業の実施	住民のさまざまな課題に対し、関係課・関係機関が連携して対応する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 相談ケースに応じて、庁舎内外問わず、必要な関係機関と連携しながら、課題解決に向けて取り組んだ。	A		関係課
	地域食堂の開催	地域のさまざまな人が集う交流の場と、誰もが安心して過ごせる居場所として、地域食堂を開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】がくしゅうかい食堂 4月27日：弁当配布（高齢者の安否確認、地域交流）180食 7月29日：昼食づくり（学習支援）22食 9月28日：カレーライス（地域交流）80食 10月26日：炊き込みご飯（部落解放文化祭）200食 12月 7日：えがおこども食堂（調理体験・食堂運営）70食 3月 : 地域食堂（開催予定）	A		文化センター
				【赤碓文化センター】かるちゃーモーニング ・ほて茶カフェ（7月） ・スйкаカフェ（7月） ・出かける赤中カフェ（8月） ・ツナコーンしおこんぶスパ（9月） ・アルミホイルでちゃんちゃん焼き（11月） ・カレー会食（8月、12月） ・みんなでもちつき（1月） 【おしゃべりカフェ寄茶(ぎっさ)】 ・5回/年（6月、7月、9月、11月、12月）	A		
				【まちづくり協議会】 以西ふれあい食堂（年2回 合計88人） 安田ふれあい食堂（年8回 各回約100食） 【公民館】 成美いまこ食堂（12月まで 9回 合計461人）	A		公民館、まちづくり協議会
				八橋こども食堂 年12回開催 各60食 comecome食堂 年8回開催 各30食 いろうり食堂 年11回開催 各40食	A		福祉あんしん課
	フードバンクの取り組み	支給された食材等を他の地域食堂に分配したり、必要としている人へ配布を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 野菜や米など、色々な食材提供があり、高齢者、子育て家庭などに配布。 【赤碓文化センター】 地域の人たちからの食材提供も増え、支給された食材等もたくさんの地域食堂や、独居、困窮者へ配給できた。	A		文化センター

4 差別事象への対応

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価	意見(2/25審議会)	主管課等
差別事象への対応	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象の関係課が「差別事象等対応マニュアル」に基づき、事実関係の正しい把握と、人権侵害の事実を明らかにする。また、当事者のケアや再発防止施策について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の差別事象の件数 (〇件)	D		人権・同和教育課 関係課
	差別事象検討委員会の設置	差別事象の発生後に差別事象検討委員会を設置し、事象の要因や社会的背景を分析し、再発防止に向けて、問題解決への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度は実施しなかった。(差別事象件数〇件)	D		人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の削除要請の件数 (〇件)	D		人権・同和教育課

5 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価	意見(2/25審議会)	主管課等
教育・啓発の推進	町民における理解の普及	小中学校、PTA研修、公民館講座、高齢者教室等においてユニバーサルデザインについて研修を行い、理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【赤碓文化センター】 赤碓文化センターの人権まなびの講座でカラーユニバーサルデザインをテーマにした研修会を行った。 ○9月26日(木) テーマ:色覚多様性について 演題:「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師:石田 重幸さん 参加者:32名	A		関係課
ユニバーサルデザインの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	公共施設、道路、公共交通機関等について、ユニバーサルデザイン等に配慮した生活環境整備を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【建設住宅課】 町道駅前八幡線のバリアフリー化工事をL=144m施工した。	A		総務課 建設住宅課 関係課
	福祉のまちづくり推進事業	高齢者や障がいのある人など、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進するため、施設のバリアフリー整備(車いす使用者用トイレの整備、エレベーターの設置など)を行う費用の一部を助成する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和6年度実施なし。 (評価理由)申請がなかったため。	D		建設住宅課
ユニバーサルデザインの推進	カラーユニバーサルデザインの推進	ホームページ、町報、ポスター、案内版について色弱者や高齢者の立場に立った色使いの配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ホームページの背景色変更、ふりがな、文字拡大、読み上げ機能等を備え付けている。	A		総務課 企画政策課 関係課

令和7年度「琴浦町人権施策基本方針」における具体的な取り組み(実施計画)

【分野別施策の推進】

1 男女共同参画に関する人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	意見(2/25審議会)	主管課
男女共同参画への理解促進	教育・啓発の推進	男女共同参画への町民の意識を高め、理解を深めるための啓発や広報活動を推進するとともに、講演会や講座等による学習機会の提供に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ○啓発・広報活動として、本庁舎及びまなびタウンでパネル展示(男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動)を実施。その他、県主催事業等について町報及びホームページにてPRを実施。 ○第4次琴浦町男女共同プランへの取組に対する意見交換を行うため、琴浦町男女共同参画審議会を開催。(10月2日、3月中に実施予定)	B		企画政策課 関係課
	男女平等を基本とする教育・保育の推進	園や学校において、子どもたちが性別にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていけるよう、男女共同参画や性差別解消に向けた教育・保育を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、全学年・全領域において、年間指導計画に基づき、全学年・全領域において男女平等や互いの自分らしさを大切にする事、ジェンダー・性的マイノリティの人権問題等について、学級の実態や課題とつながら考えた。中学校では、性教育講演会の中でも同様に扱った。	A		こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A		
	性と生殖に関する健康・権利等についての教育・啓発の推進	学校・園において、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)をはじめとする、お互いの心身についての理解を深めるための教育・保育や保護者啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】保健・体育、道徳、特別活動等を通じて、年間指導計画に基づき推進した。また、助産師や養護教諭を講師にして学習も展開した。命の大切さについて学んだり、自分も周りの人を大切な存在として接する行動や態度について考えた。中学校では、性と生殖に関する健康・権利について取り扱った。	A		こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A		

男女共同参画への理解促進	職員・教職員研修の充実	園や学校において職員・教職員が男女共同参画意識の向上をめざした研修を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】文化センター主催の「人権学びの講座」等への参加を通して、男女共同参画の意義や向上を目指しての取り組みについて研修を行った。東伯中PTA研修部主催の子育て研修会、東伯郡中学校PTA連合会主催の性の多様性に関する人権研修会へ教職員が参加して、研修を行った。聖郷小では性の多様性についての職員研修を行った。	A		こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】男女共同参画に特化した研修については未実施。	C		
	保護者への啓発	男女共同参画について、保護者に啓発を行い、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるよう支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】学級懇談会等の場を活用し、子育てにおいて、子どもを性別で区別することなく、個性が大切にされるように啓発を行った。子どもの自尊心向上につながる言葉かけや接し方についての意見交換も行った。文化センター主催の「人権学びの講座」等への参加啓発を行ったり、東伯中PTA研修部主催の子育て研修会を実施したりした。	A		こども園・保育園 小中学校
				【こども園・保育園】男女共同参画に特化した研修については未実施。	D		
誰もが活躍できる環境づくりの推進	おともつくる料理教室の開催	男性も料理の楽しさを知り、食に関する関心を高め、家庭で家事を一緒に行えるよう事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	浦安地区公民館「みんなの料理教室」 6/14 21名参加 八幡地区公民館「ふれあいクッキング」 9/9 13名参加	A		社会教育課 公民館
	男性の育児休業・介護休業の取得の推進	女性に偏りがちな育児・介護を男性も一緒に行えるよう、男性の育児休業、介護休業取得を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	育児休暇等の促進につながる企業への支援制度について事業者へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A		商工観光課
	男性が家事・子育てに参画しやすい環境づくり	子どもに関する行事や子どもが病気の時に、男性も家事や子育てに参画しやすくなるよう、長時間労働の見直しや休みやすい雰囲気づくり等について、企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	育児休暇等の促進につながる企業への支援制度について事業者へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A		商工観光課
	仕事と子育ての両立支援	共働きやひとり親等、さまざまな家族の形態にあわせて、仕事と子育てが両立できる支援を行う。 ・保育の受け皿の確保 ・多様な保育ニーズへの対応（ファミリー・サポート・センター事業、一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業） ・放課後児童クラブ	R5(2023) ↓ R9(2027)	・多様な保育ニーズに応えるため各事業を実施した。 ファミリー・サポート・センター事業 年間/延 80件利用（見込み） 一時保育事業 年間/延20名利用 延長保育事業 年間/240日実施 病児・病後児保育事業 年間/延 20名利用（見込み） 休日保育事業 年間/延6名利用（見込み） 放課後児童クラブ 年間/246名利用	A		子育て応援課
	仕事と介護の両立支援	仕事と介護を両立し負担の軽減をサポートする。 ・介護保険サービスに関する相談対応 ・介護に関する制度等の周知	R5(2023) ↓ R9(2027)	・相談者の状況を聞き取り、認定の申請が必要かどうか判断し、相談者に適切なアドバイスをを行った。 ・介護保険制度について理解を深め、介護予防の重要性を啓発する出前講座を開催した。6回（令和7年12月31日現在）	A		すこやか健康課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	就業条件の整備	職場において性差のない人材育成、公正な待遇の担保や、職場内のハラスメント防止の取り組みについて企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	働きやすい職場環境の取り組みなど県や国の取り組みや支援制度について企業へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A		商工観光課
	柔軟に働ける環境整備	女性の妊娠・出産期や、性別にかかわらず子育て、介護、更年期等の状況に応じて自身の体調や家庭と両立しながら働き続けることができる環境の整備について企業に啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	ワーク・ライフ・バランスの推進、働きやすい職場環境の取り組みなど県や国の取り組みや支援制度について企業へ情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A		商工観光課
	就労に関する情報提供の充実	子育て等の理由で一度離職した女性が、再び就業できるよう関係機関と連携し、制度の情報提供を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	再就職のための職業訓練の情報やリモートワークの支援制度など広報紙やホームページをととして情報提供を行った。	A		商工観光課
	特定事業主行動計画の推進	女性職員をはじめ、すべての職員が活躍できる職場とするため、子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立ができるよう、職場環境づくりなどの取り組みを計画的に実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D		総務課
	自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進	女性が自治会や地域社会活動に参加しやすくなるよう、家庭における固定的役割分担意識の解消が行われるよう啓発を行い、自治会や地域の活動に女性の意見が、さらに反映されるように努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし。	D		総務課
	政策・方針決定過程への女性の参画推進	各審議会や委員会への男女の登用率の均等に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 「琴浦町審議会等の委員の選任に関する要綱」に定める「原則として定数の6割を越えて一方の性で占めることのないよう選任する」規定に従い、各審議会や委員会の委員を登用した。 R7年度の登用率（R7.9.5時点）：男性54.9%、女性45.1%	A		関係課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に向けた啓発活動	性差別、DV、性暴力、各種ハラスメント等の防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】 ○啓発・広報活動として、本庁舎でパネル展示（女性に対する暴力をなくす運動）を実施。	A		企画政策課 子育て応援課 人権・同和教育課
				【子育て応援課、人権・同和教育課】 「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて11/15「ことうら人権まなびのつどい」開催時にパネル展示及び啓発グッズを配付し啓発活動を実施した。	A		
	DV等に関する相談支援	関係機関と連携して相談窓口の周知を行う。相談者が安心して相談できる場所や時間帯で相談を受ける等配慮し、相談者の意思を尊重し相談対応を行い必要時間関係機関と連携して支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課】 県と連携し相談窓口の周知を行うと共に、「女性に対する暴力をなくす運動」に併せて11/15「ことうら人権まなびのつどい」開催時にパネル展示及び啓発グッズを配付し啓発活動を実施した。	A		子育て応援課 人権・同和教育課
				【人権・同和教育課】 R7年度は実施なし	D		
	DV被害者の自立支援	被害者およびその家族の一時保護や自立に向けて、関係機関と連携し支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課、福祉あんしん課】 福祉あんしん課と子育て応援課が連携し被害者の相談対応に応じ、相談機関等の情報提供及び県に紹介する等支援した。	A		子育て応援課 福祉あんしん課
	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	パーティションやプライベート TENT を整備し、避難所環境の改善を行った。	B		総務課
	こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組み	悩みを抱える人の相談と関係機関との連携、および相談窓口の周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	こころの相談窓口として、随時相談を受け付けた。町報やホームページ、各健康教室、地区のイベント、成人式にて相談窓口の周知を行った。 連携した関係機関：倉吉保健所（1件）	B	A評価となるよう取組を推進してほしい。	すこやか健康課
	多様な性への理解促進	町民に対し、性的マイノリティに対する正しい理解を深めるための啓発活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度は未実施（R6年度に人権啓発事業として実施）	D		企画政策課 人権・同和教育課

誰もが活躍できる環境づくりの推進	性の多様性に関する教育・啓発の推進	学校・園において、性の多様性についての理解を深め、固定的な意識をもたせることがないよう教育・保育に取り組み、性的マイノリティ（性的少数者）の人権が守られるよう、性差や個人差を踏まえて環境を整えるとともに必要な配慮・支援を行う。また、保護者啓発の推進に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学校は、道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性について理解を深める授業を行った。聖郷小は、4、5、6年生が前田良さんを講師に迎えて性の多様性について理解を深める講演会を実施した。船上小は6年生が、米子市渡小学校安井教諭をGTとして迎えてLGBTQについての学習を行い、一人一人の自分らしさが大切にされる社会の大切さについて学ぶとともに、互いの個性や良さを尊重し合う仲間となるための行動を考えた。中学校は、道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性について理解を深めるとともに、個が大切にされる社会をつくっていくためにすべきことを考えさせた。	A		小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。保護者啓発については未実施。	B		

2 子どもの人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課
子どもの健全育成	利用者支援事業（子育て世代包括支援センター「すくすく」）	妊娠期から子育て期までの身近な相談窓口として保健師や栄養士などが相談に応じ、関係機関とも連携しながらそれぞれのニーズに合わせて総合的に子育てのサポートを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	妊娠届出時から出産・子育て期に渡り継続して身近で相談に応じ、個々に応じた様々なニーズに即した必要な情報提供や支援につなぐ伴走型の相談支援を行った。また、支援が必要な家庭には通常の訪問・電話連絡以外に地区担当保健師が随時相談対応を継続して行い支援した。	A		子育て応援課
	乳幼児健診	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	乳幼児の健康状態及び発達の確認を行い、集団健診時には保健指導・臨床心理士による子育て相談を実施し、保護者の育児支援を行った。	A		子育て応援課
	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	赤碓こども園「アトリエ・ラボ」、みどり保育園「ひまわり」の2か所で実施	A		子育て応援課
	休日保育室開放事業	休日に未就学の子どもと保護者が一緒に過ごせる場所の提供として、しらとりこども園の休日保育室や園庭の開放を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	毎月1回休日保育ほかほかオープンデーを開催し、親子で遊ぶ場と交流の提供を行った。（毎月1～6組程度利用）	A		子育て応援課

子どもの健全育 成	児童館事業	子どもが心身共に健やかに成長するために、安全に遊べる居場所づくりや遊びを提供する。また、親子のふれあいや地域住民とのかわわりを通し、子どもたちの自尊感情を高め、豊かな人間形成をめざす。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 6/7 とうはくじどうかんまつり(参加者186人) 7/5 おやこでふれあうえほんのひろば(参加者17人) 7/26 ほしぞらスライムをつくろう(参加者46人) 9/27 つくってみよう!秋のカレンダー(参加者なし) 10/25 とうはく部落解放文化祭(こどもひろば)(参加者102人) 12/20 つくってみよう!フェルトでマイバッグ(参加者16人) 12/26 つくってみよう!年間カレンダー(参加者9人) 1/17 オリジナルシールをつくろう(予定) 2/14 ハートバッグとスプーンチョコをつくろう(予定) 3/25.26 まいにちじどうかん(予定) (参加者合計 376人)	A		文化センター
			R5(2023) ↓ R9(2027)	【赤碓児童館】 4/7 春の交通安全教室(参加者37人) 5/31 どんぐり田植え体験(参加者32人) 6/21 こども喫茶ミニパフェづくり(参加者20人) 7/24 水辺の生き物調べ(参加者20人) 8/5 バスでおでかけ～大山町～(参加者22人) 9/13 やってみようペーパークイリング(参加者8名) 10/4あかさきじどうかんまつり(参加者110人) 10/18 子どもみこしまつり(参加者105人) 11/22 子ども喫茶サンドイッチづくり(参加者12人) 12/20 粘土で作ろうクリスマス(参加者11人) 12/25 クリスマスレクリエーション(参加者18人) 1/31 お餅つきをしよう(参加者 人) 2/14 雪遊びへ出かけよう(参加者 人) 3/14 かこ作りをしよう(参加者 人) (1月14日現在 参加者合計395人)	A		
	放課後子ども教室	公民館を活用した子どもの居場所づくり活動を推進し、学習、文化活動、地域住民との交流活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	成美地区公民館と赤碓地区公民館で放課後子ども教室を実施した。 成美地区公民館(登録児童20名、10回開催) ※公民館移転のため、実施期間(5月～7月) 赤碓地区公民館(登録児童22名、14回開催)	B		社会教育課

子どもの健全育 成	家庭教育講座	保護者を対象に、家庭教育講座を実施し、子どもとの関わり方等子育てに必要な知識を学び、子どもの成長を喜び、楽しみながら子育てができる機運を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 児童期の子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育講座を実施した。 聖郷小学校 9月25日実施 参加者17名 社会教育課 9月28日実施 参加者15名	B		社会教育課 教育総務課 子育て応援課 小中学校 こども園・保育園
				【教育総務課、小中学校】 参観日において子育てに関する内容を取り扱って保護者の学びの場を提供した。聖郷小は、参観日のPTA保護者研修会において、中部児童相談所の山田誠さんを講師に迎えて、「子どもとの向き合い方」をテーマに講演会を行った。赤碓中学校区2小保護者交流研修会では、日常生活の中でありがちな場面を取り上げながら、保護者として子どもにどのような言葉かけをするとういかを話し合った。東伯中は、参観日の学級懇談、PTA研修会主催の子育て研修会を実施し、「とうはく人権まなびの講座」等への参加を保護者に促した。赤碓中は、参観日の学年・学級懇談や、学年・学級PTA研修会において子育てに関する内容を取り扱って保護者の学びの場を提供した。「ことうら人権まなびの集い」の案内を配信し、学びの場の情報提供を行った。	A		
				【こども園・保育園、子育て応援課】 各園でクラス懇談会・保護者学習会を開催した。	A		
	子ども達の見守り活動への支援	学校支援ボランティア、交通指導員及び地域安全パトロール隊による登下校の見守りを支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 各地区で登校の付き添いや、交通量の多い横断歩道等で声掛け等を実施した。	A		教育総務課 社会教育課 小中学校
				【教育総務課、小中学校】 各校学校支援ボランティアや地域の方、PTA等の協力を得て児童生徒の見守りを行った。聖郷小は、PTA総務部が通学路の安全点検を行った。東伯中は、PTA育成部によるヘルメット着用の街頭よびかけや、教職員による交通安全パトロールを実施した。	A		
	コミュニティ・スクール	学校運営に地域の声を積極的に取り入れ地域と一体になり、特色ある学校づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】定期的に学校運営協議会を開催し、「めざす子ども像」や子どもたちの課題を共有しながら、それらに対する取り組みについて話し合った。聖郷小は、「聖郷カフェ」や「しめ縄作り」「水鉄砲作り」などの取組を行った。東伯中は「CHA3プログラム」の実施補助を行った。赤碓中は、「出かける赤中」を実施し、地域行事に参加する取り組みを行った。	A	・聖郷小学校の取組みを他の学校へも広げてほしい。先生の負担軽減、子どもが地域に親しみ次の担い手にもつながる。 ・校長会で共有していくなどされてはどうか。	教育総務課 小中学校

子どもの健全育成	各種青少年育成団体等との連携	青少年育成、PTA等との連携を持ち、巡回指導、啓発パンフレット作成配布等により地域環境づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	「ながら見守り」啓発ポスターの掲示を各区分長に依頼し、町報・ホームページでも啓発した。 小中学生に長期休暇中の「生活の心得」等を配布した。	A		社会教育課
	要保護児童対策地域協議会運営	要保護児童等の早期発見や適切な支援を行うため関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	代表者会議を1回/年開催、実務者会議を1回/年開催、ケース連絡会を5回/年開催、個別支援会議を15回/年開催し関係機関で情報交換や支援内容の協議を行い、虐待防止に向けた検討を行った。	A		子育て応援課
発達支援・特別支援教育の充実	発達障がいに関する理解・啓発の推進	パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動や保護者研修会を実施し、理解や啓発の推進を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】 各学校において、発達障がい者支援に関するパンフレットを配布し、理解や啓発の推進を図った。また、文化センター主催の「人権学びの講座」への参加の呼びかけを行い、理解や啓発を推進した。	A		福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】 パンフレット配布等、発達障がいに関する広報活動による啓発の推進を図った。	B		
				【福祉あんしん課】 パンフレット配布した。	B		
	加配保育士・学習支援員の配置	支援を必要とする子どもへの適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや園・学校生活が安心して送ることができるよう加配職員を配置する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行い、個々の特性に応じた学びや安心して送ることができるよう学習支援員等を配置した。児童生徒の実態に合わせて、短期目標・長期目標を設定し、適切な支援を行った。東伯中では、毎月実施する生徒支援委員会において、支援を必要とする子どもへの支援状況の確認および支援策の検討を行っている。	A		子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】 園児の状況に応じて加配保育士を各園に配置し、個別に必要な支援を個別の教育・保育支援計画をもとに行った。(14名) 幼児通級教室を開設し、園児の支援を行った(5名)	A		

発達支援・特別支援教育の充実	職員研修の実施	支援を必要とする子どもたちの園や学校での生活、環境のあり方、保育及び教育支援や保護者支援についての研修を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】年度当初の職員会議において、特別支援学級や通級指導教室における支援について研修を行い、共通理解を図った。また、支援を必要とする子どもたちの学校での生活、環境のあり方、教育支援や保護者支援についての研修を行った。また、その後も定期的に情報交換の場をもった。東伯中では、毎月開催する生徒支援（特別支援）委員会において、実態把握・支援策の検討を行った。赤碓中は、鳥取県教育センターから三橋正文先生を講師に招き、BPSモデルを使った不登校支援研修を行った。	A		子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】園内事例研修を開催（各園年1回以上）コアリーダー研修（年4回）発達支援テーマ別研修を実施し、発達支援に対する理解を深めた。	A		
	関係機関との連携による支援	特別支援学校、エール発達障がい者支援センター、医療関係機関等と連携し、園児、児童生徒をはじめ、保護者や園及び学校への支援体制の整備と充実を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】特別支援学校、医療機関等と連携し、児童生徒をはじめ、保護者や学校への支援体制の整備と充実を図った。	A		福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				子育て応援課、こども園・保育園】発達障がい者支援センターエール、医療機関等と連携し園児や保護者の支援を行った。	A		
				【福祉あんしん課】就学前の移行支援会議に参加し情報共有を図った。	A		

発達支援・特別 支援教育の充実	相談支援体制の充実	町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関やスクールカウンセラー等を活用し、保護者を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】医療機関への受診同行、福祉機関による保護者支援、保護者がスクールカウンセラーへ相談をかける等、支援を行っている。	A		福祉あんしん課 子育て応援課 教育総務課 こども園・保育園 小中学校
				【子育て応援課、こども園・保育園】町内のこども園・保育園及び学校において子育てに関する不安や悩みを解消するために、療育・相談機関やを活用し、保護者の支援を行った。	A		
				【福祉あんしん課】障がい児相談支援事業を合同会社 ライフサポートリッパに委託し相談支援体制の充実を図った。	A		
	特別支援教育就学援助費	特別支援学級に入級する児童生徒の保護者へ経済的支援を行うことで、安心して学ぶための環境を整える。	R5(2023) ↓ R9(2027)	特別支援学級に入級又は通級に通う児童生徒の保護者に支援を行った。 小学生：42名 中学生：16名	A		教育総務課
いじめ、不登校 等に対する施策	校内相談体制及び支援体制の整備	アンケート等を実施し、児童生徒が抱えている悩みやストレス等の早期発見、早期対応に努め、スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制を整備する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、小中学校】定期的な生活（いじめ等）アンケートやWEBQUの結果から児童生徒への教育相談活動を行っている。本人の求めに応じてスクールカウンセラーにもつないでいる。各学校で、スクールカウンセラーによる心理教育授業を実施した。	A		教育総務課 小中学校
	いじめ対策協議会の開催	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、相談活動を充実する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】生徒指導委員会を軸にして情報交換や支援体制の検討を行った。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、各関係機関と連携した対応や支援を行い、子どもが安心・安全に学校生活を送れるように取り組んだ。東伯中は、スクールカウンセラーのカウンセリングを随時行い、スクールソーシャルワーカーには生徒支援委員会に毎回入ってもらい、アセスメントや支援についてコンサルテーションを受けている。	A		

いじめ、不登校等に対する施策	「子どもの人権SOSミニレター」の配布	学校におけるいじめや体罰に対する活動として、児童生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 「子どもの人権SOSミニレター」を生徒に配布した。聖郷小は、レターボックスの設置も行った。これにより、悩みを受け付けた実績はなく、児童生徒及び保護者の悩みは学校へ直接寄せられた。	A		人権・同和教育課 小中学校
	保護者支援事業「虹の会」	子どもの不登校、引きこもり、障がいなどの悩みを持つ親たちが、抱えている不安や焦りを話し合いながら、互いに受け止め、学び合う機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 定例会 毎月 第2水曜日 19:00～ 年間12回 参加延べ人数：36人	A		
児童虐待防止への取り組み	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に家庭訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D		子育て応援課
	子育て短期支援事業	要保護児童等の緊急避難や、養育困難家庭の子育て支援としてショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D		子育て応援課
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に家庭訪問を行い、家事援助を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	利用実績：実人数 1人（延べ10人）の利用があり、保護者の家事負担の軽減に繋がった。	A		子育て応援課
	「こどもの人権SOSミニレター」の配布	家庭内での虐待に対する活動として、児童生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、教職員や保護者に相談できない子どもの悩みを受け付け、関係機関と連携しながら解決につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 「子どもの人権SOSミニレター」を生徒に配布した。聖郷小は、レターボックスの設置も行った。これにより、悩みを受け付けた実績はなく、児童生徒及び保護者の悩みは学校へ直接寄せられた。	A		人権・同和教育課 小中学校
				【人権・同和教育課】 小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布。	A		

子どもの貧困対策	児童扶養手当事業	18歳到達年度までの子どものいるひとり親家庭に、児童扶養手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	資格認定者134人に支給した。(令和7年度末時点)	A		福祉あんしん課
	医療費の助成	ひとり親家庭に対して医療費の助成を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	要件を満たすひとり親家庭に対して、医療費助成を以下のとおり実施した。 ・対象者 99名(令和7年12月31日現在) ・医療費助成額 2,641千円(令和7年12月31日現在)	A		すこやか健康課
	養育に係る公正証書作成促進事業	養育費に係る公正証書等の作成に要する費用を助成する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	1件申請があり、うち1件支給した。	A		福祉あんしん課
	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が資格を取得するために養成機関で就業する場合に、給付金を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	1件 553千円支給	A		福祉あんしん課
	自立支援教育訓練給付事業	ひとり親家庭の保護者が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合に、本人が支払った費用の6割相当額を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度対象者なし。	D		福祉あんしん課
	災害遺児手当の支給	養育者が災害または交通事故等による死亡、または養育者に重度障害のある義務教育終了前の子どもを養育する者に災害遺児手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度利用実績無し	D		子育て応援課
	就学援助費の支給	経済的理由により就学が困難な家庭の児童生徒に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を補助する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行った。 小学生：109名、中学生：70名、新入学児童生徒：21名	A		教育総務課
	町進学奨励金事業	経済的理由により就学が困難な町内在住の高校生に進学奨励金を支給することにより、教育を受ける権利の保障と子育て支援を行う。	R5(2023) ↓ R6事業廃止	令和6年度廃止			教育総務課

子どもの貧困対策	学習支援事業	放課後児童クラブ及び文化センターにおいて学習支援を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【子育て応援課】 令和7年度実績無し	D		子育て応援課 文化センター
				【東伯文化センター】 サマスタ 期日：7月28日～7月30日 午前：小学生：参加者延べ 72人 （宿題、体験学習など） 午後：中学生：参加者延べ 26人 （夏休みの課題等）	A		
				【赤碓文化センター】 ・夏の集中勉強会 開催日：7月23日～26日 延べ参加人数：97人 ・冬の集中勉強会 開催日：12月24日～27日 延べ参加人数：95人	A		
子どもの権利・意見の尊重	子どもの権利に関する啓発	子どもの人権について、大人と子どもを対象にして理解と認識を深めるため広報・啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課】 浦安小、聖郷小、赤碓小において、鳥取県ユニセフ協会より講師を招聘し、子どもの権利条約について学んだ。	A		子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
				【子育て応援課】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 職員向けの研修を開催。保護者啓発は、解放文化祭にて合同で園職員の研修内容について啓発を実施した。 【子育て応援課、人権・同和教育課】 人権同和教育課と合同開催：ことうら人権まなびの集いで子どもの権利をテーマとした講演会を開催 演題：「子どもの声に耳を傾けることから始まる子どもの権利保障 ～子どもが声をあげやすい社会にするには～」 講師：甲斐田 万智子さん （認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事） 参加：80人	A		

子どもの権利・意見の尊重	こども園・保育園、学校における研修会の実施	子どもの人権についての職員及び保護者の研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課】 参観日の際の学級懇談会やPTA主催の研修会、講演会等において、子どもの権利等について考える機会を設定した。	A		子育て応援課 教育総務課 人権・同和教育課
				【子育て応援課】保護者啓発として令和7年度各園にて単発のペアレントトレーニングなどの研修会を実施（3園）。町内全園参加の人権・同和教育研修会を2回開催した。 テーマ「こどもの権利 意見表明 大人のための10の心得」 講師：鳥取県鳥取県人権文化センター 中江美紀研究員	A		
				【人権・同和教育課】 教員、学校職員を対象に子どもに対する性暴力防止に関する研修会を町内全ての小中学校で開催	A		

3 高齢者の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
社会参加、自立、生きがいつくり	高齢者の生きがいつくりの推進	高齢者がいきいきと暮らすための講座等を開催するほか、高齢者クラブ、介護予防サークルの活動を支援し、高齢者の仲間づくり、健康づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【社会教育課】 ・寿大学 一般教養コース学級生：81名 年10回 講演、スポーツ、社会見学、鑑賞などを開催しました。 （延べ人数154名）	A	（「高齢者の人権」取組全般に対して） 家にこもっているとよくないので、高齢者が外に出るような事業を続けてください。	すこやか健康課 社会教育課
	高齢者の社会参加の推進	高齢者がもつ経験や知識を、園や学校、地域で活かすとともに、シルバー人材センターへの支援、介護ボランティアの育成等により、高齢者の活躍の場を確保し、社会参加の推進を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【すこやか健康課】 介護予防サークルの活動支援を行った。（活動実態の把握、活動費助成、活動継続や新規立ち上げに関する相談等） R7年度末の介護予防サークル数：89団体	A		すこやか健康課 教育総務課 こども園・保育園
				【教育総務課】 学校支援ボランティアとして、児童生徒の指導の支援を行っていただいた。また、児童生徒が安全に登校できるように見守り活動も行っていた。また、児童生徒が安全に登校できるように見守り活動も行っていた。	A		
				【すこやか健康課】 ・シルバー人材センターへの補助金を交付し、事務局の体制強化を支援した。 補助金：5,000千円 ・介護ボランティアの育成を行い、介護予防教室等で活躍していただいた。 ボランティア登録者数：25人（令和7年12月31日現在）	A		
				【こども園・保育園】 サポーターやボランティアとして園の活動（海遊び・散歩の付き添い・菜園活動）などに参加していただいた。	A		

福祉・介護サービスの充実	介護予防教室	知的活動（音読・計算など）や身体活動（転倒予防体操など）、レクリエーション活動等を行い、認知機能及び身体機能の低下を予防する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・介護予防教室「はればれ」「いきがい」を町内10会場で開催。今年度より委託事業所が1社追加となり、利用者の受け皿を確保した。延べ利用人数2,775人（令和7年12月31日現在）。 ・町報や相談時の案内で、介護予防教室の周知を図り、参加を促した。	A	（「高齢者の人権」取組全般に対して） 高齢者は家にこもっているとよくないので、高齢者が外に出るような事業を続けてください。	すこやか健康課
	地域包括支援センター（生活支援コーディネーター活動）	介護が必要になっても住み慣れた地域・自宅で生活ができるよう、生活支援コーディネーターが相談窓口となり、また支援体制へとつなぐパイプ役を担う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	社会福祉協議会に事業委託を行い、生活支援コーディネーターを2名配置している。コーディネーターによって地域の集いの場を訪問、高齢者のニーズや困り事等を把握し、包括支援センターと随時及び定期的に情報共有を行った。「福祉・医療サービス」のチラシを作成し、町報と一緒に全戸配布した。	A		すこやか健康課
権利擁護体制の充実	成年後見制度の利用促進	認知症等の状況にあり、財産管理や契約にともなうサービスの援助が必要な高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・成年後見制度の利用が必要な方で、本人・家族に後見開始等の審判請求が困難な方に対し、町長申立てによる審判請求を1件行った。また、本人・家族の申立ての支援を7件実施した。 ・窓口において成年後見制度についての相談があった場合、制度や手続き等の説明を行った。 ・住民への成年後見制度の周知を図るため、町報に記事を掲載した。	A		すこやか健康課
	高齢者への虐待防止への取り組み	虐待が発生した際に、高齢者虐待防止法に基づき、関係機関と連携を図り、高齢者の安全確保に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・住民および介護事業所からの相談を受けて、虐待に繋がる可能性のある2件に対して、関係事業所と連携をとりながら高齢者の安全確保に努めた。 ・住民への高齢者虐待防止の周知を図るため、町報に記事を掲載した。	A		すこやか健康課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域交通対策	高齢者の買い物・通院など日々の暮らしに必要な交通手段を残していくために、町営バスの運行を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年4月から經由地に店・病院を追加し運行。上郷・倉坂たすけあい交通の会による交通空白地有償運送の本格運行を開始。	A		企画政策課
	交通空白地タクシー助成事業	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	公共交通空白地に在住する、運転免許を持たない高齢者等に対し、タクシーチケットを交付した。 R7実績：17人	A		企画政策課
高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高齢者の総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることが出来るよう、地域の社会資源の活用や関係機関との連携を図りながらさまざまな相談に対応する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	高齢者に関する困りごとなどの相談を、電話や訪問、窓口対応で実施。 総合相談件数：延べ3,649件（12月末時点）	A		すこやか健康課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。高齢者世帯（65歳以上で構成する世帯）は優先して入居することができる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	60歳以上の高齢者世帯4件が優先入居となった。	A		建設住宅課

4 障がいのある人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
障がいのある人への理解	町民への啓発活動	障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、地域社会で安心して生活できるように、町民への啓発活動や学習機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 令和7年度実施無し 【人権・同和教育課】 令和6年度実施なし	D	・福祉あんしん課、人権・同和教育課ともに実施なしでDとなっているので取り組んでほしい。 ・福祉あんしん課については実際には事業の中に啓発の要素が多く含まれているので評価として正しいのか。	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	学校・園での交流活動や人権学習・啓発の推進	障がいのある人の人権の理解を深めるため、交流活動や発達段階に応じた理解を深める学習に取り組む。また、保護者啓発の推進に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 全クラスにおいて、特別支援学級の友達について理解を深める学習を行うとともに、仲間づくりを進めた。聖郷小は、4年生が総合的な学習の時間に手話学習を行った。東伯中は、人権参観日において、2年生が障がい者スポーツについて理解を深める学習を実施した。赤碓中校区では、小中学校特別支援学級交流会を行い、児童生徒および担任の連携を深めた。	A		小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。	A		
	福祉体験学習の実施	障がいのある人と児童生徒との交流や体験学習の場を設け理解を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 聖郷小は、4年生を中心に、高齢者体験やユニバーサルデザインについて学習をとおして、誰もが住みやすい社会づくりについて学んだ。赤碓小は、3年生が総合的な学習の時間で、障がいについて学習し、アイマスク体験等を行った。4年生が総合的な学習の時間で、介護福祉施設において、介護、介助体験をした。船上小は、5年生が車いす・アイマスク体験を行った。中学校は、2年生の職場体験学習において、福祉施設で障がいのある人や高齢者の介護・介助を体験した。	A		小中学校

障がいのある人への理解	スポーツ推進委員との連携	ボッチャなど、障がいがあってもできるスポーツを取り入れた「えんじょいスポーツ」や体力測定会の開催。地域と連携した健康づくりを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・えんじょいスポーツ ボッチャ等 年6回 参加人数44人 ・寿大学 一般教養コース ほうるんビンゴ・スカットボール(1回 参加人数10人) (古布荘) 11/9ニューススポーツ交流会 (ほうるんビンゴ、スカットボール) 19人 (以西) 6/15ボッチャ大会65人 (浦安) 5/18ボッチャ大会41人、7/6モルック大会35人、10/12総合スポーツ大会(ボッチャ、モルック他) 140人 (上郷) 6/21健康(サロン(モルック、ほうるんビンゴ) 22人、10/12レクリエーション交流会(モルック、スカットボール) 38人 (下郷) 8/24モルック大会60人 (八橋) 7/27ニューススポーツ体験会(ほうるんビンゴ) 20人、11/16公民館祭り(ほうるんビンゴ) 100人 (成美) 11/11まちの保健室(ボッチャ) 14人	A		社会教育課
障がいのある人への理解	障がいがある人への虐待の防止	障がいがある人の人権について啓発を行い、虐待の未然の防止、早期発見、早期解決を図るための取り組みを推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 令和7年度実施無し 【人権・同和教育課】 令和6年度実施なし	D	・福祉あんしん課、人権・同和教育課ともに実施なしでDとなっているので取り組んでほしい。 ・福祉あんしん課については実際には事業の中に啓発の要素が多く含まれているので評価として正しいのか。	福祉あんしん課 人権・同和教育課
	手話教室の開催	ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人相互を理解し合うことを目的に、手話教室を開催し手話の普及に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 手話教室(毎月 第2・4土曜日 9:30~) 年間22回 延べ参加者:116人 【赤碓文化センター】 ・子ども手話教室(不定期開催) 年間:25回 延べ参加人数: 125人	A B		文化センター

地域生活への支援の充実	障がい者団体、家族会への支援及び協力	障がい者団体や家族会の活動（相互支援・学習・社会的運動）対し、必要な支援及び協力をを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	琴浦町身体障害者福祉協会及び琴浦町手をつなぐ育成会に補助金を交付し活動への支援を行った。	A		福祉あんしん課
	町営バス運行委託	障がいがある人の交通手段を確保し社会参加を促すため、町営バスの運行管理委託を行う。新規で車両を整備する際はバリアフリー、ユニバーサルデザインの車両を導入する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	電動補助ステップ機能を備えた車両を1台購入。	A		企画政策課
	特別障がい者等手当支給事業	在宅で生活をする重度の障がいがある人に手当を支給する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい児福祉手当を8人に、特別障害者手当を19人に支給した。	A		福祉あんしん課
	自立支援給付費	障がいがある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの給付を行う。 （居宅介護・重度訪問介護・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援・共同生活援助・就労継続支援・計画相談支援）	R5(2023) ↓ R9(2027)	自立支援給付費 4,544人（延べ人数） 556,921千円	A		福祉あんしん課
	地域生活支援事業	○日常生活用具給付事業 ・自立促進・生活改善・社会参加を増進するため日常生活用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付を行う。 ○日中一時支援事業 ・日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。 ○障がい者地域生活支援センター事業 ・相談支援事業、研修の実施を委託する（中部1市4町委託受託）。	R5(2023) ↓ R9(2027)	日常生活用具給付事業 389件 3,922千円 日中一時支援事業 1,749回 4,501千円	A		福祉あんしん課
	療養介護医療費事業	障がいの軽減、除去や機能回復のために受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	療養介護医療給付費 10人 8,198千円	A		福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 （障がい者世帯は優先して入居することができる。）	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい者世帯1件が優先入居となった。	B		建設住宅課

雇用・就労の支援と社会参加の推進	企業への啓発活動の推進	企業に対して、障がい者雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場環境づくりについて啓発する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	障がい者雇用に対する国や県の制度の情報提供を行った。商工会会員へチラシを配布。	A		商工観光課
	公正な採用・選考の推進	事業主に対し、「障害者雇用促進法」の遵守を求めるとともに、公正な採用及び選考に向けた啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度実施なし	D		商工観光課
	人権・同和教育推進協議会企業部会 企業訪問と研修	さまざまな人権課題に対応するため企業への普及啓発を行う。 ・企業訪問9月～10月 ・研修会にて啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【商工観光課（企業部会）】 企業向け研修の実施（7月） テーマ：信頼関係を育てる職場のコミュニケーション 参加事業所数：12 【人権・同和教育課】 ・町内事業者の研修会で人権啓発研修を実施（あかさきグループワールドワイド） 開催日：1月31日 テーマ：『無自覚な偏見（アンコンシャス・バイアス）』 ・R7年度は企業訪問を実施していない	A B		商工観光課 人権・同和教育課
障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	障がい者への支援制度及び相談窓口等の情報提供	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。また、町障がい者地域生活支援センターで関係機関との緊密な連携による個々に対応したきめ細やかな支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	手帳交付時、障がいサービス利用申請時等にパンフレット等を活用し情報提供に努めた。	A		福祉あんしん課
	障害年金制度の相談窓口等の情報提供及び助言等の申請支援	パンフレット、町ホームページ等を活用し、情報提供に努める。申請手続きが複雑なため、希望者には適宜助言等を行い、申請支援も行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【福祉あんしん課】 手帳交付時等に情報提供を行った。	B		町民生活課 福祉あんしん課
				【町民生活課】 パンフレット、町ホームページ等を活用し情報提供を行った。希望者に対し、相談に応じ申請手続きを行った。	A		

5 部落問題

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
部落問題の正しい理解	県部落解放月間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペン の着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：7月10日～8月9日	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校、こども園・保育園】部落問題の早期解決をめざすとともに、一人ひとりが大切にされる社会をつくっていく一員としての自覚を深めるため、小学校はワッペン の着用、人権標語の作成等に取り組んだ。中学校では、ワッペン の着用や人権作文、人権標語の作成に取り組んだ。	A		人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
				【人権・同和教育課】 部落解放月間の取り組み ・こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペン の着用。 ・本庁舎・分庁舎に懸垂幕を掲げる。 ・本庁舎・分庁舎・まなびタウン等町内の各施設に啓発看板を設置。 ・町同推協同和対策推進委員会メンバーによる街頭啓発を実施（東宝ストア、アフト） ・町内高齢者施設（百寿苑、陽だまりの家、もりもと）と事業所（あかさきグループワールドワイド）を訪問し、部落解放月間の周知、部落問題 について啓発	A		
	町部落解放週間	部落問題の早期解決をめざし、町民の理解と認識を深めるため、町独自に部落解放週間をさだめ、こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペン の着用等、期間中にさまざまな啓発活動を実施する。 期間：12月4日～10日	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校、こども園・保育園】 人権週間において、部落問題等の人権問題の早期解決をめざすとともに、一人ひとりが大切にされる社会をつくっていく一員としての自覚を深めるため、児童生徒はワッペン を着用した。聖郷小では高学年が人権標語の作成等にも取り組んだ。	A		人権・同和教育課 こども園・保育園 小中学校
				【人権・同和教育課】 こども園・保育園園児、小中学生、行政職員によるワッペン の着用。	A		

部落問題の正しい理解	部落解放文化祭	部落問題をはじめとするあらゆる人権問題について町民一人ひとりが学習を深め、人権意識の高揚を図るために部落解放文化祭を開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 開催日：10月25日～28日 テーマ：「一人ひとりの人権が守られる社会をめざして」 ～つながり、支えあい、一歩をふみだそう～ 内容： ○小中学生人権学習会親子学習 ○人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講師：神田 香織さん ○人権DVD視聴 ○こどもひろば ○ぶんせん食堂 ○集団参観等 参加延べ人数：776人	A		
				赤碓文化センター】 開催日10月26日～28日 テーマ「未来を創造し自らが部落解放への情熱をたぎらせて」 内容 ・子どもこしまつり ・学習発表・小・中学生解放「学習会」 ・開会式 開会宣言 ・あかさき人権まなびの講座 演題 「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師 金 尚均さん ・ふれあいバザー ・解放「学習会」5、6年生と船小、赤小6年生学習発表交流会 ・赤碓中学校区こども園年長児交流会 ・展示作品見学 延べ参加人数855人	A		文化センター
	職場内人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、町職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【総務課、人権・同和教育課】 開催日 9月1日（赤碓文化センター） ・琴浦町内の差別事象について ・フィールドワーク ・説明「差別事象等対応マニュアル」 ・グループでの意見交換 ・振り返りシートの記入 参加者10名 （新規採用職員、新任係長）	A		総務課 人権・同和教育課

部落問題の正しい理解	新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会	部落差別の現実から深く学び、教職員としての責務を自覚するとともに、あらゆる差別をなくす行動や実践につなげる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【教育総務課、人権・同和教育課】 (赤碓中学校区) 8月4日開催 教職員参加者9名 ・講義「部落問題について」 ・フィールドワーク ・研究協議 (東伯中学校区) 8月8日開催 教職員参加者13名 ・講義「フィールドワークについて」 ・フィールドワーク ・研究協議	A		教育総務課 人権・同和教育課
	現地研修会(フィールドワーク)	部落差別の歴史や実態等について、現地研修を実施し、差別をしない、させない、許さない意識の啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ・8/8 琴浦町新任・転任教職員人権・同和教育現地研修会(東伯中学校区) 参加者: 22人 【赤碓文化センター】 年間 16回 (対象は小学生・教職員・町職員・県内外の団体など)	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 年間 16回 (対象は小学生・教職員・町職員・県内外の団体など)	A		

部落問題の正しい理解	部落問題学習への講師派遣等	小中学校および地域に対し、部落問題学習の講師として学習を推進し、部落問題の正しい理解を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 6年生人権学習 船上小学校(9/19)、八橋小(9/24) 浦安小学校、聖郷小学校(10/27.28※解放文化祭開催期間中)	A		人権・同和教育課 文化センター
				【赤碓文化センター】 ・赤碓中学校1年生総合学習(7/14) ・船上小学校6年生人権学習(11/12) ・船上小学校3年生太鼓でつながる(3回/9月) ・船上小学校、赤碓小学校6年生FW(10/31 11/5) ・人権教育公開授業(赤中、船小、赤小) ・中学校区6年生人権教育交流会(2/4) ・解放「学習会」5、6年生と船小、赤小6年生人権教育交流学習(10/20) ・船小全学年(10/20)	A		
				【人権・同和教育課】 R7年度は実施なし	D		
発達段階に応じた人権・同和教育、啓発の推進	学校における部落問題学習	発達段階に応じて基本的人権を学習していく中で、小学校高学年からの学習では、部落問題の歴史的経緯等を理解し、偏見や差別に潜む不合理性に気付く学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学6年の社会科・総合的な学習の時間における学習をとおし、部落問題の歴史的経緯等を理解するとともに、あらゆる差別と関連付けながら、差別に気づき、差別をしない、許さない力をつけるための学習を推進した。中学校は、1年生が「部落差別の起こり」、2年生が「解放運動」、3年生が「就職差別(統一応募用紙)」をテーマに学習し、差別解消に向けた態度を養った。	A		小・中学校

文化センター事業の取り組み	人権まなびの講座	町民に対し、部落問題をはじめとするあらゆる人権課題について学習する機会を提供する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ○5月17日 テーマ：消費者トラブル(高齢者) 映画：「詐欺や消費生活トラブルについて」 講師：琴浦大山警察署職員 参加人数：26人 ○6月21日 テーマ：ジェンダー・バイアスについて 演題：「無自覚を自覚する」気づかずに身につけたもの 講師：福壽 みどりさん 参加者：28人 ○7月12日 テーマ：難民問題 映画：「マイスモールランド」2回上映 参加者：43人 ○9月6日 テーマ：里親制度について 演題：「こどもの人権と里親制度」 講師：宮橋 佐和子さん 参加者：19人 ○10月26日 とうはく部落解放文化祭 人権・同和教育講演会 テーマ：平和学習 演題：「はだしのゲン」原爆投下のその日まで 講師：神田 香織さん 参加者：108人 (全5回 合計224人)	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 あかさき人権まなびの講座(5回/年) ○6月12日(木) テーマ：見た目の問題と人権 演題：「ここからの一歩」～多様性をあたりまえに～ 講師：細田美緒乃さん 参加者：31名 ○7月24日(木) テーマ：部落問題 皮革について 演題：「学び直そう部落の歴史part15」 講師：外川 正明さん 参加者：45名 ○8月2日(木) テーマ：こころの元氣講演家 演題：「命とあわせのありがたさを伝えたい」 講師：石川 達之さん 参加者：69名 ○9月26日(木) テーマ：色覚多様性について 演題：「色使いの配慮から誰もがくらしやすい社会へ」 講師：石田 重幸さん 参加者：32名 ○10月18日(土) テーマ：部落解放文化祭に伴う 演題：「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 講師：金 尚均さん 参加者：57名	A		文化センター
文化センター事業の取り組み	小・中学生学習会	小中学生を対象に、学力保障、人権学習、仲間づくりの3つの柱をもとに学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 小学生人権学習会 参加者：16人 開催日：毎週木曜日 17:00～18:00(6月～2月) 中学生人権学習会 参加者：3人 開催日：毎週木曜日 18:00～19:00(6月～2月) ◎夏休み、休日等の事業 ○サマスタ(詳細は、学習支援事業に記載) 開催日：7月28日～7月30日 午前：小学生(宿題、なかまづくりなど) 午後：中学生(課題等) ○リハビリースクール(生活体験学習) 開催日：8月1日～2日(1泊2日) ○えがおこども食堂 開催日：12月 7日	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 ○小学生解放「学習会」 開催日：毎週木曜日 1・2年生：16時00分～17時00分 3～6年生：17時00分～18時00分 ○中学生解放「学習会」 開催日：毎週水曜日 全年：17時00分～18時10分 【取り組み】 文化の伝承・太鼓・あいサポートキッズ(しょうがいのある人の人権)・手話表現・盆踊り・フィールドワーク・歴史と生活・県外研修(美作騒擾) 人権作文・教科学習・仲間づくり・親子「学習会」・保護者「学習会」・部落解放中部地区中3交流会 ○夏休み・冬休み集中！勉強会 夏：5日間 冬：4日間	A		

文化センター事業の取り組み	部落解放中部地区中学3年生交流会への参加	部落解放中部地区交流会に参加し交流を深め部落解放の意欲を高める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 8月21日に開催された部落解放中部地区交流会に参加し交流を深めた。 【赤碓文化センター】 部落解放中部地区中3交流会に参加し、人権感覚を培った。	A		文化センター
	青年及び高校生育成	地域の青年及び高校生の仲間づくりやつながりをつくるための支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 地域ボランティアとして 開催日：4月28日、9月28日、10月26日 かくしゅうかい食堂に参加 光太鼓演奏 開催日：10月26日 第50回とうはく部落解放文化祭に参加	A		文化センター
	各種交流事業	地域住民の教養文化を高めるとともに、町民全体に広く呼びかけることで、住民が互いの理解と交流を促進する場とする。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ・手話教室 毎月 2回 ・虹の会 毎月 第2 水 ・水墨画教室 毎月 1回 ・いけばな教室 毎月 2回 ・習字教室 毎週 木・金2回 ・小物教室 毎月 2回 ・折り紙教室 毎月 1回 ・布遊・パッチワーク教室 毎月 各1回 ・絵手紙教室 毎月 1回 ・健康づくり会 毎週 木・金2回 ・軽度認知症予防教室 毎週 1回 ・卓球サークル（6団体） 月～土 交代 【赤碓文化センター】 ・いきいきカルチャー 毎週 月・水・金曜日 ・ストレッチ体操吸湿 毎週 水曜日 ・コーラスまどか 毎週 1～2回 ・童謡を唄う会スマイル 毎月 2回 ・ダンススクールオンフリーク 毎週 1回 ・みんなの手話(子ども) 不定期 ・書道教室 毎週 木曜日 ・華道教室 毎月 2回 ・おしゃべりカフェ寄茶 5～10回/年 ・こども手話教室 不定期開催 ・かるちゃーモーニング 不定期開催 ・みんな輪になってカフェ 不定期開催 ・出かける赤中カフェ 2回/年	A		文化センター

文化センター事業の取り組み	保護者の活動支援	保護者としての資質の向上と親睦を図り、子どもの健全育成に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 小学生人権学習会保護者 ・親子学習 開催日：8月1日 参加者：37人 ・とうはく人権まなびの講座 開催日：10月26日 参加者：9人 地域保護者活動支援 ・クリスマス会 開催日：12月14日 インフルエンザ流行のため中止	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 ・小学生、中学生解放「学習会」保護者会・親子会 ・あかさき人権まなびの講座、部落解放文化祭への参加 ・じどうかんまつり参加 ・じどうかんまつり、こどもこしまつり おやつ作り ・仲間づくり(盆踊り練習・会食) ・子どもこしまスコット作り、設置	B		
	各種教室活動	各種教室活動を支援し地域住民と周辺地域住民の生涯学習を推進するとともに、住民同士の理解と交流を促進する場とする。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各種交流事業と同じ	A		文化センター

文化センター事業の取り組み	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027) 【東伯文化センター】 県隣保館会員研修 ・開催日：4月17日（琴浦町） 講演：「現代社会のハラスメントの実情と対応策」 「隣保館設置運営要綱と鳥取県の取組について」 隣保事業ソーシャルワーカー更新研修 ・開催日：8月7日（zoom） 講演：「ひとりのしない」という支援 ～伴走型支援、そして地域づくりへ～ カラーユニバーサルデザイン（UD）検証 ・開催日：9月19日（東伯文化センター） 中部地区隣保館連絡協議会 ・講演： 開催日：2月 県児童館連絡協議会（2025.4～2027.4 会長、事務局） ・開催日：4月18日 総会および研修会（倉吉市） 演題「こどもんなか社会を実現する児童館ガイドライン改正のポイント」 ・開催日：5月30日 全国児童館連絡協議会 定期総会他（東京都） ・開催日：7月16日 館長、担当課長、児童厚生員等研修会 演題「こどもと良い関係を築くために」 ・開催日：9月12日 県内視察研修「古海児童館」「八東、下南児童館」 ●科目認定履修研修： ・開催日：10月7日（中部）「配慮を必要とするこどもの支援」「こどもの安全対策」 ・開催日：11月18日（東部）「健全育成」「こどもの権利」 ・開催日：12月1日（西部）「集団援助活動」「児童館の活動内容」 中部ブロック児童館連絡会職員研修会 ・開催日：9月10日 会場：倉吉市「科学あそびの実践」 ・開催日：12月9日 会場：倉吉市「気になる子の特性理解と求められる支援」 東伯郡児童館連絡会 ・開催日：7月8日 会場：琴浦町「救命講習（普通救命講習1）」 ・開催日：1月14日 会場：琴浦町「日常生活の中にある何気ない差別～「自覚なき差別」マイクロアグレッション～」	A	文化センター
---------------	-------------------	--	--	---	--------

文化センター事業の取り組み	県隣保館・児童館連絡協議会との連携	県隣保館・児童館連絡協議会が主催する研修会等に参加し、職員の資質向上を図る。	【赤崎文化センター】 県隣保館会員研修 ・開催日：4月17日（琴浦町） 講演：隣保館設置運営要綱と鳥取県の取組について 講演：現代社会のハラスメントの実情と対応策 ・開催日：7月30日～10月11日（鳥取市） 隣保事業ソーシャルワーカー養成研修（ZOOM） ・開催日：8月7日（鳥取市） 隣保事業ソーシャルワーカー更新研修 ・開催日：8月21日22日（米子市） 第62回全国隣保館職員中国ブロック研修会 報告：「自館が関わる被差別部落の歴史を自ら調べる」・・・他講演等 ・開催日：9月30日（大山町） 講演・FW：「中高地区の歴史とフィールドワーク」 ・開催日：10月24日（琴浦町） 県隣協第2回職員研修会 講演：「隣保館の新たな挑戦」 ・開催日：1月26日27日 第7回隣保事業全国研究交流会（鳥取市） テーマ：「孤独・孤立対策×食品アクセス確保×子どもの居場所づくり×包括的支援体制構築×地域を豊かに」行政説明、各県報告、講演等 中部地区隣保館連絡協議会 ・開催日：2月20日（倉吉市） 講演：「隣保事業の目的と新たな創造」 東伯郡児童館連絡会 ・開催日：1月14日 会場：琴浦町 ワークショップ「日常生活の中にある何気ない差別～自覚なき差別」 県児童館連絡協議会 ・総会および研修会(4/18) 演題「こどもまんなか社会を実現する児童館ガイドライン改正のポイント」 ・館長、担当課長、児童厚生員等研修会(7/16) 演題「こどもと良い関係を築くために」 ・科目認定研修(中部10/7) 科目「配慮を必要とすることの支援」 「こどもの安全対策」 ・科目認定研修(東部11/18) 科目「健全育成」「こどもの権利」 ・科目認定研修(西部12/1) 科目「集団援助活動」「児童館の活動内容」 中部ブロック児童館連絡会 ・第1回研修会(9/10)「科学あそびの実験」 ・第2回研修会(12/9)「気になる子の特性理解と求められる支援」 東伯郡児童館連絡会 ・第1回研修会「救急救命講習」 ・第2回研修会「児童館職員人権学習(ワークショップ)」	A		文化センター
---------------	-------------------	--	---	---	--	--------

差別の解消に向けた取り組み	文化センターにおける相談事業	職員による相談受付や家庭訪問の実施を行い、関係機関と連携を図り、相談者に寄り添った支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【東伯文化センター】 ・相談支援件数 61件	A		文化センター
				【赤碓文化センター】 ・相談件数 83件	A		
	人権擁護委員による人権相談	各地区公民館を会場に人権擁護委員による人権相談を毎月2回開催する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各地区公民館で月2回、人権相談を実施した。	A		人権・同和教育課
	差別事象等対応マニュアルに基づく対応	差別事象が発生した場合、「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づき、速やかに事実関係を把握し、再発防止への取り組みや今後の啓発活動のあり方について検討する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度の差別事象の件数 0件 (R8. 1月末現在)	—		人権・同和教育課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	インターネットモニタリングを行った。 差別書き込みの削除要請件数(0件)	D		人権・同和教育課
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・本人通知制度(令和7年12月31日) 本人通知事前登録者数:194名 事前登録者に対する通知件数:1件 委任状取得による通知件数:199件	A		町民生活課
差別の解消に向けた取り組み	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度は実施していない	D		人権・同和教育課

6 アイヌ民族の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
アイヌの人々に対する理解	啓発活動の推進	アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	「カムイのうた」上映会 開催日：6月28日 内 容：「カムイのうた」上映 ・対談 菅原 浩志 監督、作間 清子 プロデューサー 参 加：97人	A		人権・同和教育課
	小中学校教育におけるアイヌに関する教育の充実	小中学校でアイヌの歴史や文化を学習し、理解を深める学習を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学校は社会科の歴史学習の中で、アイヌの歴史や伝統文化について学んだ。中学校も社会科の歴史的分野・公民的分野の学習の中で、アイヌの歴史や伝統文化について学んだ。	A		小中学校

7 外国にルーツがある人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
国際理解・交流の推進	地域における国際理解の推進	相互の国の伝統や文化、慣習、歴史等の学習機会の提供や交流をとおして、異文化への理解を深めるよう、地域での国際理解を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし	D	令和7年度について実施したが、公民館などで外国人と日本人の交流事業を行ってはどうか。地域の外国人を講師に招くなどされたら人が集まるのでは。	人権・同和教育課
	園における交流活動の推進	外国語指導助手との交流や外国にルーツがある保護者・園児との関わり合いをとおして文化や生活習慣の理解を深めそれぞれの文化を尊重するための素地を養う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 外国語指導助手との交流については、実施が難しい。 (スケジュール確保)	B		こども園・保育園

国際理解・交流の推進	学校における国際理解交流の推進	外国語指導助手をはじめ、外国にルーツがある児童生徒、地域の方などと交流等をおして国際感覚を養い、異文化理解を深める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】外国語指導助手（ALT）から母国の紹介を聞いたり、外国語で会話をしたり、休憩時間に一緒に遊んだりして、異文化への理解と、国際感覚を養った。異文化交流を深めるため、ALTが校内に掲示物を作成した。赤碓小は、異文化理解体験講座（ドイツ）を実施し、異文化への理解と、国際感覚を養った。船上小は、台湾の方と3・4年生が交流し、台湾の人々の生活や文化について学んだ。中学校は、台湾の日南中学校と相互交流を行い、互いの学校生活、家庭生活、文化等についての理解を深めた。さらに、東伯中は、パキスタン出身の生徒、アメリカから来たALTとともに、外国の文化や生活習慣について交流を深めた。	A		小中学校
	琴浦町国際交流協会との連携	琴浦町国際交流協会の交流イベント等の支援を行い、交流の機会の提供や国際理解を深める取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】多文化共生、相互理解を図ることを目的に、琴浦町国際交流協会に補助金を交付し、町内在住の外国籍の方へ向けた交流の場提供と地域における相互理解を図る活動支援を実施。	B		企画政策課
生活情報提供・相談支援体制の充実	わかりやすい生活情報の提供	ゴミの分別方法や、防災等の行政情報等生活に必要な情報について、わかりやすい方法で情報提供を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【町民生活課】民間企業と連携しながら、ごみの出し方などルールの啓発等を行っている。	A		総務課 町民生活課 関係課
	生活相談への対応	外国にルーツがある人の生活の困りごと等の相談に対応し、生活を支援する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・相談内容に応じて、関係課につないでいる。 ・生活や防災情報を掲載するサイトをまとめた外国人のためのSOSカードを作成し、配布した。 ・相談について母国語から日本語に自動翻訳される文字表示システムを導入し活用した	A		町民生活課
	学習支援員等の配置	外国籍の児童生徒や外国にルーツがある児童生徒の適応を促し、必要な学習支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	浦安小 2名配置 八橋小 1名配置 東伯中 2名配置	A	どのような支援をされているのか。どれだけ機能しているか、国際交流財団の中では疑問があがっている。 別の町で支援員をしており、日本語、母国語がどれだけできるかのテストされており、良い取り組みなので資料提供などできます。	教育総務課
社会参画の推進	企業への採用促進及び啓発活動の推進	ハローワーク等と連携して、雇用促進に努める。在住外国人の雇用と働きやすい職場環境を実現していくため、企業啓発に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	外国人雇用に対する国や県の支援制度や各種セミナー等の情報提供をハローワークと連携し行った。	A		商工観光課

○外国人の人権に関するその他 意見

						・琴浦町でも外国人の派遣労働者が増えており、企業も地域になじむよう教育されているが、外国人のゴミ出しの状況など区長へは情報がきていると思うが企業には情報が入らない。地域など一度トラブルになると人は離れていくので気を付けないといけない部分と思う。 ・外国人のゴミ出しの問題に関連して、お互いに理解しあうことが大事。何かトラブルがあると嫌になって外国人のイメージが悪くなる。お互いの交流が大事で町が主催でそのようなイベントをしてほしい。	総務課 企画政策課 町民生活課 人権・同和教育課 関係課
--	--	--	--	--	--	---	--

8 病気に関わる人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
病気に対する正しい知識の普及啓発	啓発活動の推進	町民へさまざまな病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくための啓発活動や講演会等を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【すこやか健康課】 エイズの啓発や無料検査の案内を町報や窓口で実施。認知症の正しい理解を進めるため、相談窓口や電話でも認知症の理解を求める説明を行い、町報記事での啓発や講演会、サポーター養成講座を開催した。 講演会の様子は中部の情報冊子「くらら11月号」にも掲載され、広報につながった。	A		人権・同和教育課 すこやか健康課
	保健体育等における学習の推進	病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくしていくために、性教育や健康教育等とおして、病気に関する正しい理解の普及を進める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】小学6年生がハンセン病等の学習をとおして、病気に対する正しい理解を持つ必要性について学んだ。聖郷小、船小は講師を招いて学習を行った。中学校は、保健体育の学習の中で、がんの予防や感染症に関する正しい知識について学習を実施した。	A		小中学校
病気にかかわる人の人権を守る取り組み	相談支援体制の充実	療養中の人やその家族が一人で悩んだり孤立しないように、相談窓口の周知を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	依存症（アルコール・薬物・ギャンブル）家族教室・専門相談、自死遺族の会、エイズの相談窓口等の周知を適宜実施した。	A		すこやか健康課
認知症関連施策の充実	認知症への理解の普及・啓発	広報誌や講演会、健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	・町報や講演会で認知症を正しく知ってもらう知識啓発を行い、認知症サポーター養成講座を要望のあった各所で実施した。 （講座6回 受講者128人） ・認知症当事者による講演会を9月13日（土）まなびタウンとうはくで開催した。 （参加者98人）	A		すこやか健康課
	物忘れ相談	認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じる。	R5(2023) ↓ R9(2027)	物忘れ相談会を町報や行政放送等で周知し、2回実施し、19名の相談を行った。今年度はもう一回2月に開催を予定しており、計三回の実施予定。相談会の日以外も相談があり、随時個別に対応した。	A		すこやか健康課

認知症関連施策 の充実	あたまイキイキ音読 会	声に出して本を読むことで、脳の活性化が期待できるとされている。詩や昔話などをみんなで声に出して読む会を定期的に行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	奇数月第3木曜日に開催した。(2025年12月末時点：参加人数6名)	A		社会教育課 図書館
	認知症高齢者等SO S見守りネットワー ク事業	認知症の方が行方不明になった場合、早期発見、早期保護するため警察署、町及び関係機関が連携し搜索活動が行えるようSOSネットワークの構築を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【すこやか健康課】 - 町報での啓発や個別相談への対応を行った。 - 相談を受け、SOSの新規登録を行った。(新規12件) - 行方不明者事案が今年実際にあり、町内大規模に搜索を行った。(死亡発見)このことを受けて、自宅で介護中の家庭を担当しているケアマネジャーに、SOS登録の必要性を呼びかけ、新規登録の増加につながった。	A		総務課 すこやか健康課 関係機関
				【総務課】 行方不明者の情報収集にあたり、すこやか健康課と連携して行った。	C		総務課 すこやか健康課 関係機関

9 刑を終えて出所した人の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況(12月末時点)	評価 (年度末時点)	意見(2/25審議会)	主管課等
更生・社会復帰 に向けた取り組み	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え参加するきっかけをつくることをめざし、毎年7月を強調月間とし、保護司会、更生保護女性会等と一緒に街頭啓発活動等の取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	○社会を明るくする運動出発式(7月1日) 町長の挨拶、内閣総理大臣メッセージの代読。 ○JR駅及び町内商業施設における街頭啓発活動(7月2日、3日)	A		人権・同和教育課
	更生保護に関わる団体等への支援	犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰を支える更生保護に関わる団体等への各種活動の支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	あいさつ運動 毎月1回小中学校で朝のあいさつ運動を交代で実施。	A		人権・同和教育課

10 犯罪被害者等の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
犯罪被害者等への理解の推進	啓発活動の推進	「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等の人権について啓発活動を実施する。 期間：11月25日～12月1日	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D		人権・同和教育課
犯罪被害者等に対する支援の推進	相談支援体制の充実	相談窓口の周知に努め、人権擁護機関と連携し相談支援体制の充実を図る。	R5(2023) ↓ R9(2027)	保護司の活動について、社会を明るくする運動等で啓発を行った。	A		人権・同和教育課
	DV等支援措置	被害者本人からの申し出により、加害者に所在を知られないよう申請者の証明書等の発行を制限すること、危害の発生を防止する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	住民基本台帳事務における支援措置を実施し、住民票や戸籍附票等の発行を制限している。	A		町民生活課

11 インターネットにおける人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
ネットにおける人権の教育・啓発	啓発活動の推進	情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシーについて理解を深めるための教育・啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし。	D		人権・同和教育課
被害者等への相談支援の推進	相談支援の推進	関係機関と連携し、相談者の立場に立った支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権擁護委員による、各地区公民館で月2回実施している人権相談について、行政放送及び広報ことうらで周知を行う。	A		人権・同和教育課 関係課
	インターネットモニタリングの実施	インターネット上の掲示板等のモニタリングを行い、差別書き込みを発見するとともに、削除要請を行い拡散防止に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	インターネットモニタリングを行った。 差別書き込みの削除要請件数（0件）	D	・D評価というのはおかしいのではないか。インターネットに詳しい人の配置の必要性を感じる。もっとしっかりと取り組んでほしい。 ・情プラ法の施行、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正などインターネットにおける差別事象に対応する環境ができてきているので、町の方でも取り組みを進めてほしい。	人権・同和教育課

12 北朝鮮当局による拉致問題等

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
国・県と連携した広報・啓発の推進	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等における啓発活動	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示等の啓発	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D		人権・同和教育課

13 生活困窮者の人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
自立に向けた支援の推進	生活保護扶助事業	生活困窮の程度によって、必要な扶助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促す。	R5(2023) ↓ R9(2027)	困窮の程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するよう支援を行った。R7年12月時点の生活保護受給世帯は87世帯。	A		福祉あんしん課
自立に向けた支援の推進	生活困窮者自立支援制度	生活保護に陥る前に就労支援等のさまざまな支援を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	相談支援員を福祉あんしん課内に配置し、生活困窮相談を実施している。令和7年度の相談件数は293件。	A		福祉あんしん課
	住宅管理事業	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	町営住宅に15世帯が新規入居となった。なお、生活保護受給者については入居がなかった。	B		建設住宅課
生活困窮者の人権に関する教育・啓発	啓発活動の推進	生活困窮者の抱える問題や地域のつながりの大切さについて、さまざまな機会を通じて啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D		人権・同和教育課

14 性的マイノリティの人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
性的マイノリティに関する教育・啓発	啓発活動の推進	性的マイノリティを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための啓発活動を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 R7年度実施なし	D		人権・同和教育課
	性の多様性への教育の推進	学校教育における、性の多様性に関する教育や性の多様性に配慮した保育を行い保護者への啓発を推進する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【小中学校】 道徳や総合的な学習の時間を通して、性の多様性やジェンダーについて考えさせるとともに、個人の尊厳が大切にされる社会をつくっていくことの重要性を考えさせた。聖郷小は、上学年を対象に、前田良さんを講師に迎えて性の多様性について理解を深める講演会を実施した。船上小は、6年生が安井真翔さんをゲストティーチャーに招き、「自分らしさ」を大切に生きた生き方について話を聞いた。	A		小中学校 こども園・保育園
				【こども園・保育園】 園児の発達に合わせ「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「保育所保育指針」の内容に沿って保育の中で実施。 保護者啓発については未実施。	B		
「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供	行政サービスの提供	県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した、行政サービスを提供し、性的マイノリティの人やその家族が、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざす。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【人権・同和教育課】 町ホームページに県の制度と連携できる琴浦町の行政サービスについて掲載した。	A		関係課 人権・同和教育課
相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	性的マイノリティの人や関係者からの相談に適切に対応するため、相談窓口を周知し、国、県、専門機関や医療関係等と連携した相談体制の充実に努める。	R5(2023) ↓ R9(2027)	【企画政策課】令和7年度実施なし。	D		関係課

15 災害等に起因する人権

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
要支援者及び被災者への支援体制等の強化	防災における男女共同参画の推進	避難所の設備・備品・運営方針に関し、女性や乳幼児を抱える家庭、また多様な性のあり方に対して配慮を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	男女共同参画推進のため、集落等における研修会等で啓発を行いました。	C		総務課
適切な情報提供及び教育・啓発	防災教育の充実	園や学校の立地や子どもの実態に応じ、さまざまな状況を想定した避難訓練及び防災教育を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	施設での避難訓練のほか、赤碓小学校の4年生を対象にした防災教室を実施しました。	B		総務課

16 個人情報の保護

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
個人情報保護の推進	「個人情報保護条例」の遵守	個人の権利や利益を保護するために、個人情報の適正な取り扱いに努める。また、職務上知りえた秘密を守る守秘義務を遵守する。 また、個人情報保護法の改正により議会が外れたことに伴って、町では新たに「議会の個人情報の保護に関する条例」を制定（令和5年3月）	R5(2023) ↓ R9(2027)	（議会議務局） 個人情報の適正な取り扱いに努め、守秘義務を遵守した。特に、議案とHP等への公開書類との違いについて理解し、個人情報の保護を徹底してきた。	A		全課 （議会議務局含む） 総務課
	本人通知制度の実施	住民票や戸籍等の不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止するために本人通知制度を実施する。	R5(2023) ↓ R9(2027)	各課（室・局）において個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、職務上知り得た秘密を守る守秘義務を遵守した。 ・本人通知制度（令和7年12月31日） 本人通知事前登録者数：194名 事前登録者に対する通知件数：1件 委任状取得による通知件数：199件	B		
個人情報保護の推進	「身元調査お断り」の啓発	身元調査をなくしていくための啓発活動や個人のプライバシー保護に関する啓発を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	R7年度は実施していない	A		町民生活課
					D		人権・同和教育課

17 その他の人権課題、新たな人権問題

推進方針	事業名	事業概要	実施期間	R7年度の実施状況（12月末時点）	評価 （年度末時点）	意見（2/25審議会）	主管課等
新たな人権課題等に対する取り組みの推進	その他の人権課題、新たな人権問題への対応	その他のさまざまな人権課題や、社会情勢の変化にともない新たな人権問題が発生した場合などは、人権問題の性質や状況に応じ必要な施策の検討を行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	令和7年度実施なし	D		人権・同和教育課
	町人権施策基本方針の改訂	町人権施策基本方針を5年毎に見直し、新たな人権問題及び課題の解決に向け必要な取り組みを行う。	R5(2023) ↓ R9(2027)	人権施策推進庁内チーム会議を開催し令和6年度の実施状況の取りまとめ、確認を行った。（9月） あらゆる差別をなくする審議会を開催し、実施計画の実施状況の確認を行った。（11月25日） 計画のPDCAを推進するため実施計画のR7年度の実施状況の評価を行い、審議会で報告することとした。（2月開催）	A		人権・同和教育課

議案第 16 号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正することに
ついて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和 8 年琴浦町規則第 号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則(令和 3 年琴浦町規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(学校給食費の額) 第 3 条 条例第 3 条第 1 項の一食当たりの学校給食費の額(以下「給食費単価」という。)は、次に掲げる額とする。 (1) 児童 無償 (2) 生徒 326 円 <u>2 前項各号の規定にかかわらず、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助に該当する者の給食費単価については、次に掲げる額とする。</u> <u>(1) 児童 390 円</u> <u>(2) 生徒 443 円</u> <u>3 前 2 項に規定する給食費単価は、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の一部の提供を受けることができないときは、その額を調整することができる。</u>	(学校給食費の額) 第 3 条 条例第 3 条第 1 項の一食当たりの学校給食費の額(以下「給食費単価」という。)は、次に掲げる額とする。<u>ただし、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の一部の提供を受けることができないときは、給食費単価を調整することができる。</u> (1) 児童 <u>285 円</u> (2) 生徒 326 円

(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費に相当する経費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>390円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>443円</u> 2 略	(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。 (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>352円</u> (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき<u>398円</u> 2 略
--	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

琴浦町教育委員会後援名義取扱要綱の制定について

別紙のとおり、琴浦町教育委員会後援名義取扱要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和8年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町教育委員会後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が各種団体等の実施する事業に対して教育委員会の後援名義の使用を承認することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 後援名義の使用の承認を受けようとするものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 独立行政法人
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (4) 公益法人又は公共的団体
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 教育、学術、文化、スポーツ、福祉・医療又は観光の振興事業を行う団体
- (7) 自治会その他の地域活動を行う団体
- (8) 前各号に掲げる団体のほか、教育長が適当と認める団体

(対象事業)

第3条 後援名義の使用を承認する事業は、次のいずれかの内容のものとする。

- (1) 教育委員会の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの
- (2) 町民の教育、学術、文化、スポーツ又は地域活動の振興に寄与するもの
- (3) 町民の福祉・医療の増進に寄与するもの
- (4) 地域の観光振興に寄与するもの
- (5) 地域社会の発展に寄与するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が認めるもの

2 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する事業は、後援名義の使用を承認することができない。

(1) 教育委員会の行政方針に反するもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とすると認められるもの

(3) 主催者の事業遂行能力が十分でないと判断されるもの

(4) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするもの

(5) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるもの

(6) 政治的中立性、宗教的中立性その他町の中立性を侵すおそれのあるもの

(7) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの

(8) 有料で実施するもの。ただし、収益相当額の寄附を目的に実施する場合、又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合は、この限りでない。

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が後援名義の使用を不相当と認めるもの

(承認の申請)

第4条 後援名義の使用の承認を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、承認を必要とする日の30日前までに次に掲げる事項を記載又は添付した申請書を教育長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(事業名称、趣旨、内容、開催期間、開催場所等)

(2) 事業を主催する者の氏名又は団体にあつては団体名及び代表者名

(3) 事業を実施する団体の概要(同一年度内で最初の申請時のみ)

(4) 収支見込書(前条第2項第8号ただし書の規定により有料で実施するものに限る。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるもの

2 前項の規定により提出された申請書に必要な事項の記載がないときは、聞き取り等の方法により調査を行うものとする。

(承認等の決定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、後援名義の使用の承認又は不承認を決定し、申請者に対して、その旨を文書により通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(後援名義の使用期間)

第6条 後援名義の使用期間は、承認を受けた事業(以下「承認事業」という。)の開始の日から終了の日までとする。

(事業内容の変更)

第7条 申請団体は、承認事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に申し出るものとし、当該変更に係る計画内容について承認を受けなければならない。ただし、変更事項が軽易なものであるときは、この限りでない。

(事業実績の報告)

第8条 申請団体は、教育長が特に必要と認めた場合は、承認事業の実績についてまとめた報告書を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、後援名義の使用の承認を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第3条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。

(3) 第5条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。

(4) 後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 教育長は、前項の規定により承認を取り消したときは、速やかに当該団体に通知するものとする。この場合において、後援名義の使用の承認の取り消したことによる損害は、申請団体が負うものとする。

(後援名義の無断使用)

第 10 条 教育委員会以外の団体は、教育委員会の後援名義を無断で使用してはならない。

(免責)

第 11 条 教育委員会は、後援名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

(委任)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、教育委員会の後援名義の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和 8 年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町就学援助支給に関する要綱の一部を改正する訓令

琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和 5 年琴浦町教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給対象者) 第 3 条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する児童生徒及び町外居住区域外就学者又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 略 (2) 準要保護者 児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての者又は世帯(世帯分離世帯を含む)が次のいずれかに該当し、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 ア～ケ 略 コ その属する世帯の収入額が<u>琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が別に定める認定基準額に満たない者 サ 略 (支給期間) 第10条 略	(支給対象者) 第 3 条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する児童生徒及び町外居住区域外就学者又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 略 (2) 準要保護者 児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての者又は世帯(世帯分離世帯を含む)が次のいずれかに該当し、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると<u>琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が認定した者 ア～ケ 略 コ その属する世帯の収入額が<u>教育委員会</u>が別に定める認定基準額に満たない者 サ 略 (支給期間) 第10条 略

2 支給期間の途中で認定を受けた者については、申請日の翌月分から月割りで支給する。ただし、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、医療費及び学校給食費については、申請日を支給開始日とし、既に保護者が負担した経費については対象としない。

3 略

別表(第4条関係)

項目	内容	振込先
略		
校外活動費	略	<u>保護者</u> が指定する口座
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科等 <u>保護者が負担すべき経費</u> として <u>学校長が定める経費</u> (小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回に限る。)	略
生徒会費	中学校において、生徒会費として <u>保護者</u> が負担すべきこととなる経費	略

2 支給期間の途中で認定を受けた者については、申請日の翌月分から月割りで支給する。ただし、校外活動費、修学旅行費、医療費及び学校給食費については、申請日を支給開始日とする。

3 略

別表(第4条関係)

項目	内容	振込先
略		
校外活動費	略	<u>学校長</u> が指定する口座
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科 <u>並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費</u> として <u>均一に負担すべきこととなる経費</u> (小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回に限る。)	略
生徒会費	中学校において、生徒会費として <u>一律に</u> 負担すべきこととなる経費	略

PTA 会 費	小学校又は中学校に おいて、当該PTA活 動に要する経費とし て <u>保護者が負担すべ き</u> こととなる経費	略
略		
PTA 会 費	小学校又は中学校に おいて、当該PTA活 動に要する経費とし て <u>一律に負担すべき</u> こととなる経費	略
略		

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和 8 年琴浦町訓令第 号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正する訓令

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱(令和 2 年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第 4 条関係)					別表(第 4 条関係)				
1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象経費	4 補助 率	5 補助 限度 額	1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象経費	4 補助 率	5 補助 限度 額
フ リ ー ス ク ー ル へ の 通 学	略			<u>3 万</u> <u>3 千</u> <u>円</u> ／ 月	フ リ ー ス ク ー ル へ の 通 学	略			<u>3 万</u> <u>円</u> ／ 月
				略					略

附 則

この訓令は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部
改正について

別紙のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和 8 年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部
を改正する訓令

第 1 条 琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20
年琴浦町教育委員会訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下
線及び太線で示すように改正する。

改正後	改正前
琴浦町立小学校及び中学校の<u>就学校</u> <u>変更等の手続に関する要綱</u> (趣旨) 第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)第 8 条、第 9 条 及び琴浦町立小学校及び中学校の校区に 関する規則(平成16年琴浦町教育委員会 規則第15号)第 4 条の規定に基づき、<u>就</u> <u>学校変更及び区域外就学の手続</u>について 必要な事項を定めるものとする。 (申請) 第 2 条 <u>児童生徒の就学校変更又は区域外</u> <u>就学を希望する保護者(以下「保護者」</u> <u>という。)</u>は、<u>就学校変更申請書(様式第</u> <u>1 号)又は区域外就学申請書(様式第 2</u> <u>号)</u>に別表第 1 欄に掲げる認定要件の区 分に応じ、同表第 3 欄に掲げる必要書類 を添えて、<u>琴浦町教育委員会(以下「教</u> <u>育委員会」という。)</u>に提出しなければ ならない。 (許可)	琴浦町立小学校及び中学校の<u>校区外</u> <u>就学等に関する認定要綱</u> (趣旨) 第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号)第 8 条、第 9 条 及び琴浦町立小学校及び中学校の校区に 関する規則(平成16年琴浦町教育委員会 規則第15号)第 4 条の規定に基づき、<u>校</u> <u>区外就学及び区域外就学の認定要件等</u>に ついて必要な事項を定めるものとする。 (認定要件等) 第 2 条 琴浦町教育委員会(以下「<u>教育委</u> <u>員会」という。)</u>は保護者から<u>校区外就</u> <u>学及び区域外就学の申立てがあつたとき</u> <u>は、別表第 1 欄に掲げる認定要件の区分</u> <u>に応じ、同表第 2 欄に掲げる認定期間の</u> <u>範囲内で承認することができる。</u>

第3条 教育委員会は、前条の申請があったときは、別表第1欄に掲げる認定要件の区分に応じ、同表第2欄に掲げる認定期間の範囲内で許可することができる。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、保護者に通知するものとする。

(委任)

第4条 略

別表(第2条関係)

1 認定要件	2 認定期間		3 必要書類
	就学校変更	区域外就学	
(1) <u>転入・転出又は転居の場合(予定を含む。)</u>	卒業まで	次の各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が	(予定の場合のみ)土地・建物売買契約書又は建物賃貸借契約書等住所予定地を確認できる書類の写し
(2) <u>児童の下校後、保護者不在等の事情により、預かり先所</u>	<u>卒業まで</u>	特別な理由があると認める場合	下校先預かり承諾書

(委任)

第3条 略

別表(第2条関係)

1 認定要件	2 認定期間	
	校区外就学	区域外就学
(1) <u>学年中途等の転居の場合</u>	卒業まで	次の各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が特別
(2) <u>新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居</u>	<u>短期間とし、認定要件解消まで</u>	な理由があると認める場合

<u>在地の指定校に就学を希望する場合</u>		は、この限りでない。		<u>先住所が確定している場合に限る。）</u>		は、この限りでない。
(3) <u>兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合</u>	卒業まで	(1) 最終学年に在籍している児童生徒	—	(3) <u>小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合</u>	卒業まで	(1) 最終学年に在籍している児童生徒
(4) <u>児童生徒の心身の事情等に即応した他学校への就学を希望するなど教育的配慮を必要とする場合</u>	卒業まで	学年末まで (2) 前号以外の	医師の診断書又は就学を希望する学校長の意見書等教育的配慮が必要であることを証明する書類	(4) <u>児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に</u>	卒業まで	学年末まで (2) 前号以外の

		児童生徒 学期末まで		即応した 他の学校 への就学 を希望す る場合		児童生徒 学期末まで
(5) <u>家庭事情等により、住民票と居住実態が一致していない場合</u>	卒業するまでを限度とし、認定要件解消まで		教育委員会が必要と認める書類	(5) <u>通学の利便性等地理的事項による場合</u>	卒業まで	
(6) <u>部活動等による場合</u>	卒業まで		児童生徒が在籍する学校長の意見書	(6) <u>DV、家庭事情等により、住民票の異動手続ができない場合</u>	卒業するまでを限度とし、認定要件解消まで	
(7) <u>就学校変更の許可を受けている児童が、当該校区への中学進学を希望する場合</u>	卒業まで		—	(7) <u>部活動等学校独自の活動による場合</u>	卒業まで	

		で通って いた学校 に引き続 き通学を 希望する 場合		
--	--	--	--	--

第2条 琴浦町立小学校及び中学校の就学校変更等の手続に関する要綱の一部
を次のように改める。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第 1 号(第 2 条関係)

就学校変更申請書

琴浦町教育委員会 様

※離婚後の共同親権者がいる場合は、両方の親権者を記載すること。

保護者氏名
(申請者)

住所

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
()住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

区域外就学申請書

翠浦町教育委員会 様

※離婚後の共同親権者がいる場合は、両方の親権者を記載すること。

保護者氏名
(申請者)

住所

連絡先

下記児童・生徒について、次の理由により、区域外就学の承認をお願い致します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 (住民登録地)			
()住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の琴浦町立小学校及び中学校の就学校変更等の手続に関する要綱(以下「新要綱」という。)の規定による申請手続及びこれに対する許可手続その他の行為は、この訓令の施行の日前(以下「施行日前」という。)においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新要綱第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、施行日前に認定を受けた者に対する認定期間の適用は、なお従前の例による。

(議案第20号 参考資料)

改正の概要

①「校区外就学」を「就学校変更」に変更 ②認定区分の内容重複等を整理し、平易化 ③認定区分に応じた必要書類を明記

認定区分 (改正前)
(1) 学年中途等の転居の場合
(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合
(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合
(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合
(5) 通学の利便性等地理的事情による場合



認定区分 (改正後)	必要書類
(1) 転入・転出又は転居の場合(予定を含む。)	(予定の場合のみ)土地・建物売買契約書又は建物賃貸借契約書等住所予定地を確認できる書類の写し
(2) 児童の下校後、保護者不在等の事情により、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	下校先預かり承諾書
(3) 兄弟姉妹が就学している学校を希望する場合	—
(4) 児童生徒の心身の事情等に即応した他学校への就学を希望するなど教育的配慮を必要とする場合	医師の診断書又は就学を希望する学校長の意見書等教育的配慮が必要であることを証明する書類
(5) 家庭事情等により、住民票と居住実態が一致していない場合	教育委員会が必要と認める書類
(6) 部活動等による場合	児童生徒が在籍する学校長の意見書
(7) 就学校変更の許可を受けている児童が、当該校区への中学進学を希望する場合	—
(8) その他教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が必要と認める書類

議案第 2 1 号

令和 8 年度琴浦町就学援助の支給基準額について

令和 8 年度琴浦町就学援助の支給基準額を別紙のとおり定めることについて、
琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成 1 9 年琴浦町教育委員会訓令第 1 号）第
5 条の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 7 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 2 7 日 承 認

琴浦町教育委員会

別紙

令和8年度就学援助費支給基準額表

1 学用品費、通学用品費（単位：円）（変更なし）

学 校 種 別	学年	学用品費・ 通学用品費	交付額			学用品費 通常必要とする学用品の購入費(実 験、実習教材含む)
			1回目	2回目	3回目	
小学校	1年	11,630円	3,870円	3,880円	3,880円	通学用品費 (通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子 等) * 小中1年生は新入学児童生徒学用 品等に対応するため支給しない
	2～6年	13,900円	4,630円	4,630円	4,640円	
中学校	1年	22,730円	7,570円	7,580円	7,580円	
	2～3年	25,000円	8,330円	8,330円	8,340円	

2 校外活動費(泊を伴うもの)（変更なし）

小 学 校	個人負担分額(交通費、見学科のみ) 限度額 3,690円	学校行事として行われるものに限り、年間1回限度額の範囲内で支給。宿泊費は除く。
中 学 校	個人負担分額(交通費、見学科のみ) 限度額 6,210円	

3 校外活動費(泊を伴わないもの)（変更なし）

小 学 校	個人負担分額(交通費、見学科のみ) 限度額 1,600円	学校行事として行われるものに限る。芸術鑑賞は学 校内で行われるものも含む。
中 学 校	個人負担分額(交通費、見学科のみ) 限度額 2,310円	

4 修学旅行費（変更なし）

小 学 校	個人負担分額	交通費、宿泊費、見学科、保護者が負担すべきこととなる経費
中 学 校		

5 生徒会費（変更なし）

中 学 校	個人負担分額	中学校において、生徒会費として保護者が負担すべきこととなる経費
-------	--------	---------------------------------

6 PTA会費（変更なし）

小 学 校	個人負担分額	当該PTA活動に要する経費として保護者が負担すべきこととなる経費
中 学 校		

7 卒業アルバム等購入費（変更なし）

小 学 校	個人負担分額	児童生徒が小学校又は中学校を卒業するにあたって、当該小学校又は中学校 が通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入に要する費用で、保 護者が負担することとなる経費
中 学 校		

8 新入学児童生徒学用品費等（変更）

小 学 校	変更後:64,300円	入学前または1学期 に支給	新入学児童が必要とする学用品・通学用品(ランドセ ル、カバン、通学用服・靴、雨傘、上履き、帽子等)
	変更前:57,060円		
中 学 校	変更後:81,000円		
	変更前:63,000円		

9 医 療 費（変更なし）

小 学 校	個人負担分全額 （現物）	教育委員会が発行した医療券のうち、医療機関から請求があった ものについて支払う。 ※医療券は事前申請 ※学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病
中 学 校		

10 学校給食費（変更）

小 学 校	個人負担分額(実食数×1食あたり単価) ※小学校についてはいわゆる給食費無償化により個人負担が発生しないため支 給しない	琴浦町会計に納入 年度末に精算、一括納入
中 学 校		

議案第 22 号

琴浦町情報セキュリティ基本方針の共同策定について

別紙のとおり、琴浦町情報セキュリティ基本方針を共同策定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

琴浦町情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、琴浦町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、琴浦町が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(9) LGWAN 接続系

LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く）。

(10) インターネット接続系

庁内で利用するインターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) 学校教育接続系

鳥取県教育情報通信ネットワーク（以下「Torikyo-NET」という。）、GIGA スクール構想ネットワーク（以下「GIGA スクール」という。）に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、すべての執行機関（町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会）及び町議会並びに公営企業管理者とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5. 職員等の遵守義務

職員（会計年度任用職員含む）及び町議会議員並びに非常勤職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

琴浦町の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

琴浦町の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

- ①マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ②LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、鳥取県及び鳥取県内自治体のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。
- ④学校教育接続系において、校務で利用するネットワークは、鳥取県教育委員会が運用する専用ネットワークである Torikyo-NET に接続し、通信を集約することで不正通信の監視等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。授業等で利用する GIGA スクールについては、有害コンテンツへのアクセス等、学習に関連しない使用を制限するほか、安全使用に関する対策を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10. 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより琴浦町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

11. 施行日

本基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

〔参考〕

○琴浦町情報セキュリティ基本方針とは

- ・組織としてのサイバーセキュリティ対策への取組指針・ビジョン
- ・地方自治法により、自治体（執行機関）ごとの基本方針策定と公表が義務化

（サイバーセキュリティを確保するための方針等）※地方自治法
第244条の6 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。
2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第1項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。
4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

○地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定又は変更に関する指針

（案）Q&A〔総務省〕より

① 教育委員会が管理する組織への適用

教育委員会における改正地方自治法第244条の6第1項の方針の適用範囲は、教育委員会及び教育委員会事務局のみであり、学校等の教育機関は含まれないのか。

改正地方自治法第244条の6第1項の方針は、各執行機関等が策定し、各執行機関等が管理・監督する組織についても、適用範囲に含まれることを想定している。そのため、教育機関についても、適用範囲に含まれる形で方針を策定する必要がある。

なお、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「教育ガイドライン」）においては、学校の設置者である地方公共団体は、「基本方針」については総務省の定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえて策定し、「対策基準」については教育ガイドラインを参照して学校を想定したものを策定することが求められるとされており、こうした点についても留意されたい。

② 共同策定について

現行のセキュリティポリシーの中で地方公共団体の議会および長その他の執行機関を適用範囲に含む形で策定している。この場合は、地方公共団体の議会および長その他の執行機関についても作成済みであるという判断でよいのか。

改正地方自治法第244条の6第1項の方針は、全ての執行機関等がそれぞれ策定する必要がある。この際、長と委員会等で必要となる情報セキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の執行機関等で共同で策定する等、運用上の工夫を行うことも可能である。なお、共同で策定する場合も、各執行機関等において決裁等により方針を決定する必要があることに留意されたい。

○情報セキュリティの具体的対策について

- ・具体的な対策として『情報セキュリティ対策基準』『情報セキュリティ実施手順』を別途町長部局で策定
- ・学校現場など、各機関固有の対策が必要な部分については、教育ガイドラインを参照して教育委員会にて別途補足する形で整備する。

地方自治法改正の概要（サイバーセキュリティ関係）

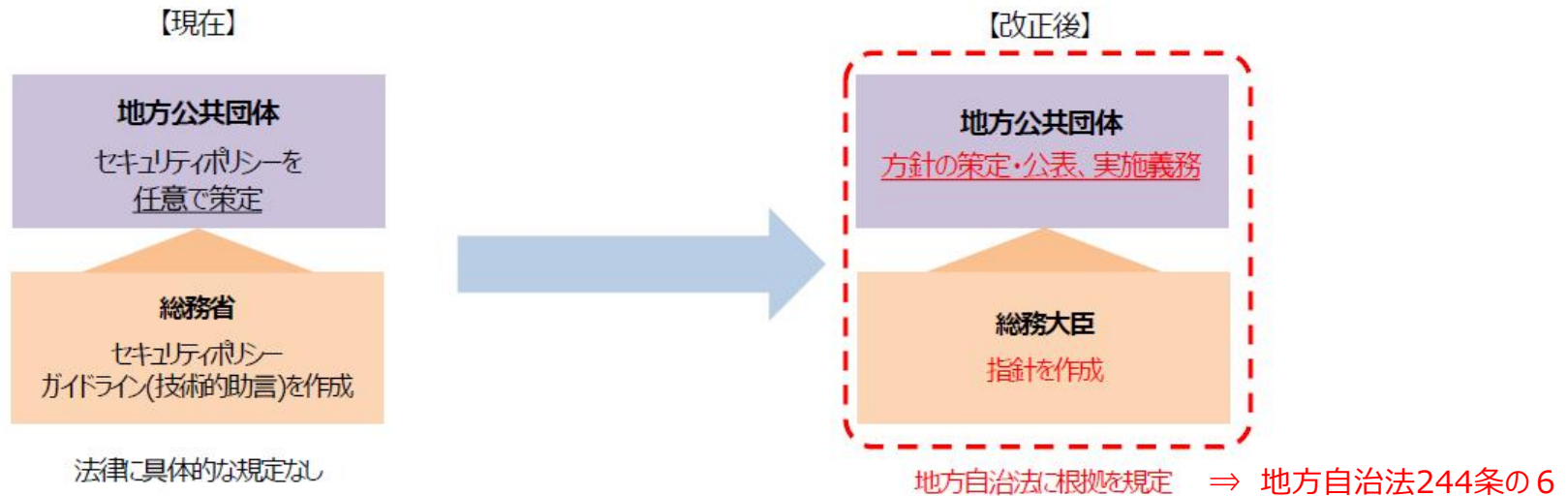
現行制度

- サイバーセキュリティについては、総務省において**技術的助言**として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示すとともに、各地方公共団体はこれを踏まえ、個々の判断でセキュリティポリシーを定めている。

改正概要

- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置**を講じなければならない。
- **サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。**

《地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策》



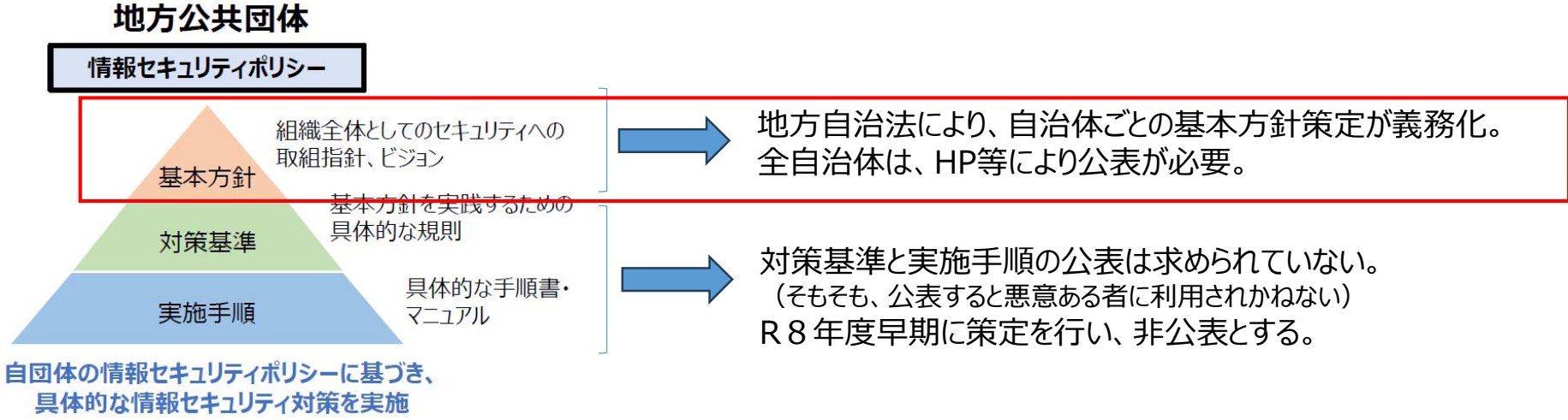
（サイバーセキュリティを確保するための方針等）※地方自治法抜粋

第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。



○基本方針の策定

- ・策定の主体は、『地方公共団体の長』『地方公共団体の議会の長』『地方公共団体の委員会及び委員』とされる。
- ・基本方針は、理念・指針であり、各機関等で大きく異なることは考えられない、このため、個別で方針を定めることは非効率であることから、一つの方針を複数の機関等で連名により共同策定したい。
- ・共同で策定する場合も、各執行機関等において、決裁や了承等により、方針を決定する必要があるため、お諮りするもの。

○影響する範囲

- ・事務局職員のみならず、議員や委員にもセキュリティ基本方針が適用される。
- ・ただし、私用端末等、行政情報を取り扱わない個人的に保有する情報システム及びそこで取り扱う情報等については、適用の範囲外となる。
- ・例えば、町から貸与されるタブレットで議会や委員会を進行するためのシステムを使用する場合は、それらは適用の範囲となり、使用方法や制限事項に従う必要が生じる。

○その他

- ・対策基準や対策実施手順について、学校現場など、各機関固有の対策が必要な部分については、各機関が別途補足する。

○基本方針の概要

適用範圍

- ・全執行機関（委員含む）、町議会（議員含む）、公営企業管理者
- ・ネットワーク、情報システム、関係する設備及び機器
- ・ネットワーク、情報システムで取り扱う情報
- ・ネットワーク、情報システムの仕様書や図面

対象とする脅威

- ・不正アクセス、ウイルス攻撃、部外者の侵入、外部委託管理の不備
- ・情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用
- ・プログラム欠陥、設定ミス、メンテナンス不備
- ・地震、落雷、火災等の災害対応

講じるべき対策の内容を明記

- ・組織体制を構築すること
- ・情報システム全体の強靱性を向上する対策を行うこと
 - ＞住民情報、行政情報をインターネットと切り離す（三層分離）
 - ＞庁内からのインターネット接続は、不正通信の監視等、高度なセキュリティ対策を実施すること
 - ＞学校においては、校務系はTorikyo-NETに接続し通信を集約し、教育系のGIGAスクールは授業・学習に関連しない使用を制限
- ・アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策

物理的な対策を明記

- ・重要区画であるサーバー室への入出制限や監視措置
- ・職員等が使用するパソコン等の保護管理
- ・他機関との接続用の通信回線装置の保護管理
- ・職員等への教育及び啓発

業務委託及び外部サービス

- ・業務委託を行う際は、契約書に情報セキュリティ要件を明記
- ・委託事業者へ、必要に応じてセキュリティ対策が確保されているか確認
- ・外部サービス（クラウドサービス）利用の際は、SLA（サービスの品質や水準）を明記
- ・SNS運用手順、発信できる情報の制限

検証・自己点検

- ・情報セキュリティ対策の遵守状況を点検し、検証を行う
- ・点検・検証の結果や、新たな対策が必要の際には見直しを行う

内規の策定（非公開）を明記

- ・基本方針に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項等を定めた『情報セキュリティ対策基準』を策定
- ・情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた『情報セキュリティ実施手順』を策定
- ・学校現場など、各機関固有の対策が必要な部分については、各機関が別途補足する

議案第 23 号

琴浦町立小中学校学校運営協議会委員の任命について

琴浦町学校運営協議会規則（令和 3 年琴浦町教育委員会規則第 7 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を委員として任命したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 同 意

琴浦町教育委員会

学校運営協議会委員 名簿（任期：令和 8 年 4 月 1 日～令和10年 3 月31日）

学校名	聖郷小学校			船上小学校		
番号	氏名	所属・役職等	新規・継続	氏名	所属・役職等	新規・継続
1	田中 敏夫	下郷公民館長	継続	永田 彰寿	安田地域文化センター館長	継続
2	岩本 昭一	上郷公民館長	継続	足立 真由美	民生・主任児童委員	新規
3	馬野 忠篤	古布庄公民館長	継続	大石 陽一郎	地域住民	継続
4	松本 雅文	民生・児童委員（下郷地区）	継続	河上 寛子	地域コーディネーター	継続
5	陰山 仁美	地域住民	継続	那須 典久	以西地区地域振興協議会長	継続
6	門脇 友希	地域コーディネーター	新規	西村 敦郎	赤碕文化センター館長	継続
7	横山 英明	地域住民	継続	内山 浩二	P T A 副会長	新規
8	前田 千恵	PTA会長	新規	松田 千恵	成美地区公民館職員	継続
9	坂本 昌弘	地域住民	新規	東 信太郎	校長	継続
10	生田 明博	地域住民	新規	中川 由紀子	教頭	継続
11	櫻井佳穂里	こがねこども園長	新規	名越 潤	教諭（地域連携担当）	新規
12	中本 祐二	校長	新規			
13	浅田 康行	教頭	継続			
14						
15						

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次の各号のいずれかに掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の地域住民
- (2) 対象学校の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長及び教職員
- (5) 学識経験者

町立各小・中学校学校運営協議会委員の変更（任期：令和８年４月１日～令和９年３月３１日）

学校名	変更前委員名	変更後委員名	備 考
八橋小学校	尾崎久仁香	山下 奈子	教頭 年度末人事異動による 変更
東伯中学校	尾崎 豊久	田村 公顕	教頭 年度末人事異動による 変更

変更年月日 令和８年４月１日

議案第 24 号

琴浦町各地区公民館運営協議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項並びに琴浦町公民館条例（平成 17 年条例第 28 号）第 6 条第 2 項の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 同 意

琴浦町教育委員会

八橋地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
園 博行	八橋小学校校長
浪花 博之	八橋小学校ＰＴＡ会長
杉山 太郎	地域活動
山本 進一	地域活動
新 弘美	地域活動
秋山 美紀	青少年教育
鍛川 智恵	青少年教育
豊田 智美	青少年教育

浦安地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
豊見 佳修	地域活動担当
高見 富美子	スポーツ推進委員
松下 陽恵	家庭教育担当
谷口 真一	地域活動担当
三嶋 毅	地域活動担当
谷口 眞弓	青少年教育担当

下郷地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
藤原 憲司	学識経験者
中川 康子	地域活動
小代 ひとみ	女性教育代表
三浦 幸信	地域活動
岩本 宏子	地域活動
坂本 昌弘	地域活動
池口 由美子	地域活動
藤本 睦子	地域活動
香川 誠吾	地域活動
日置 新太郎	スポーツ推進委員

上郷地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
久米 繁好	地域活動
源内 範子	地域活動
倉本 政寛	地域活動
倉本みゆき	地域活動
小倉 啓彰	スポーツ推進委員
米田 富美子	サークル代表
朝倉 俊之	地域活動
横山 由佳	地域活動
杉山 公一	地域活動
伊藤 聡美	地域活動

赤碕地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
世浪 秀明	学識経験者
野口 裕子	地域活動
田中 千明	子育て支援ひよこの会代表
久綱 博司	赤碕小学校学校支援ボランティアコーディネーター
前畑 裕志	スポーツ推進委員
高尾 裕子	地域活動
LO FANG CHIEH MEI	地域活動
祇園 真二	赤碕小学校PTA会長

成美地区公民館運営協議会委員推薦名簿

(任 期：令和８年４月１日～令和１０年３月３１日)

氏 名	備 考
大石 陽一郎	スポーツ推進員
西村 琢磨	地域活動
前田 譲	青少年活動
小谷 友幸	地域活動
中本 賢吾	地域活動
西村 憲人	青少年活動
福本 千等	スポーツ推進
西村 さなみ	地域活動
北野 立代	地域活動

議案第 25 号

琴浦町職員の人事異動について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 21 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和8年度 琴浦町職員人事異動

【教育委員会関係】

(敬称略)

◆退職 発令 令和8年3月31日

氏名	所属	職名等	備 考
藤井 美華子	社会教育課	係長	研修派遣終了(鳥取県へ)

◆異動 発令 令和8年4月1日

新			氏名	旧	
所属	室等	職名等		所属	職名等
総務課	財務監理室	主事	大本 昌義	教育総務課	主事
	行政総務室	課長補佐(職名変更)	加登脇 至	図書館	主査
農林水産課	農林水産振興係	主事	吉田 匡寛	社会教育課	主事
教育総務課	総務係	係長	高多 佑典	学校給食センター	係長
学校給食センター		所長(主査)	三好 和宏	人権・同和教育課	課長
社会教育課	図書館	館長兼務	山根 利恵	社会教育課	課長
	図書館	係長(昇任)	麻田 夕子	図書館	主任司書
	図書館	主任	亀井 絵梨佳	総務課	主任
人権・同和教育課	課長(昇任)		藤田 淳也	総務課	課長補佐

議案第 26 号

琴浦町会計年度任用職員の任用について

琴浦町職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 21 条第 3 項の規定により、本委員会の承認を
求める。

令和 8 年 3 月 27 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

令和 8 年 3 月 27 日 承 認

琴浦町教育委員会

令和7年度琴浦町会計年度任用職員 任用内示 No.1

【教育委員会関係】

発 令

令和8年4月1日

所 属	職 名	氏 名	就業場所等
社会教育課	技術支援員	遠藤 義章	(兼)総務課施設管理室
	総合体育館施設管理	三嶋 憂妃	総合体育館
	作業員	池口 陽二	総合体育館等
	生涯学習センターオペレーター	米田 麻里	生涯学習センター
八橋地区公民館	公民館長	清水 雅彦	
	公民館主事・集落支援員	新石 夕子	
浦安地区公民館	公民館長	竹中 徳	
	公民館主事・集落支援員	川本 伸幸	
下郷地区公民館	公民館長	田中 敏夫	
	公民館主事・集落支援員	石橋 千登勢	
上郷地区公民館	公民館長	岩本 昭一	
	公民館主事・集落支援員	三嶋 奈緒子	
	公民館主事・集落支援員	小倉 めぐみ	
古布地区公民館	公民館長	馬野 忠篤	
	公民館主事・集落支援員	幅田 友美	
	公民館主事・集落支援員	徳丸 久美子	
赤碕地区公民館	公民館長	三浦 孝司	
	公民館主事・集落支援員	渡邊 馨	
成美地区公民館	公民館長	前田 寿光	
	公民館主事・集落支援員	小林 愛華	
	公民館主事・集落支援員	藤本 名帆海	
安田地区公民館	公民館長	永田 彰寿	
	公民館主事・集落支援員	林原 克幸	
	公民館主事・集落支援員	門脇 恵	
以西地区公民館	公民館長	橋井 操	
	公民館主事・集落支援員	山本 伊都子	
	公民館主事・集落支援員	松田 千恵	
図書館	司書	中田 葉子	本館
	司書	大久保 順子	本館
	司書	岩本 蘭	本館
	司書	古川 彩海	本館
	司書	手嶋 陽子	本館
	司書	中川 真利	分館
人権・同和教育課	人権教育推進員	鍋島 しのぶ	
東伯文化センター	館長	河井 園子	
	隣保館指導員	東原 恵美	
	児童厚生員	清水 有加	
赤碕文化センター	館長	西村 敦郎	
	隣保館指導員	澤田 直美	
	児童厚生員	米田 美奈	
学校給食センター	事務補助	川上 絵美	
教育総務課	事務補助	白水 多美子	
	スクール・ソーシャル・ワーカー	金田 浩子	
	特別支援教育コーディネーター	園 まゆみ	
東伯中	児童生徒支援員(サポート教室)	川本 忍	

令和7年度琴浦町会計年度任用職員 任用内示 No.2

【教育委員会関係】

発 令

令和8年4月1日

所 属	職 名	氏 名	就業場所等
	児童生徒支援員	森 博之	
	児童生徒支援員	谷口 真弓	
	児童生徒支援員	石渡 裕美	
	日本語学習支援員	伊田 彩香	
	教育相談員	牧野 浩子	
	ALT	キーレン フォング	
	学校主事	西長 千佳子	
	図書館司書	馬野 美幸	
	部活動指導員	竹中 勝利	バドミントン
	部活動指導員	川本 博章	剣道
	部活動指導員	野田 千卯	ソフトテニス
	部活動指導員	加藤 直宏	卓球
	部活動指導員		陸上
	部活動指導員		吹奏楽
	ICT支援員	山崎 翔	東伯中学校区担当
浦安小	児童生徒支援員(サポート教室)	中島 立志	
	児童生徒支援員	小西 真子	
	児童生徒支援員	岡田 良子	
	日本語学習支援員	前田 祥文	
	日本語学習支援員	財賀 千恵	
	学校主事	吉田 弥栄子	
	図書館司書	尾崎 晴奈	
聖郷小	児童生徒支援員	高山 由美	
	児童生徒支援員	佐伯 治子	
	学校主事	齋尾 裕美	
	図書館司書	木村 匠	
八橋小	児童生徒支援員	田中 朱美	
	児童生徒支援員	小谷ジョセフィン	
	学校主事	吹野 友美	
	図書館司書	石田 琢朗	
赤碕中	児童生徒支援員(サポート教室)		
	児童生徒支援員	穴戸 悟	
	児童生徒支援員	横山 友佳理	
	教育相談員	妻由 裕子	
	ALT	アビゲイル メイソン	
	学校主事	玉木 理香	
	図書館司書	秋田 真希	
	部活動指導員	松井 尚起	バレーボール
	部活動指導員		吹奏楽部
	部活動指導員		卓球
	部活動指導員		ソフトテニス
	ICT支援員	後藤 秀樹	赤碕中学校区担当
赤碕小	児童生徒支援員(サポート教室)	小原 順子	
	児童生徒支援員	野口 伸枝	
	学校主事	松田 元子	

令和7年度琴浦町会計年度任用職員 任用内示 No.3

【教育委員会関係】

発 令 令和8年4月1日

所 属	職 名	氏 名	就 業 場 所 等
船上小	図書館司書	竹田 栄子	
	児童生徒支援員	荒木 千彰	
	学校主事	大本 哲也	
	図書館司書	三好 美幸	